韓国 食品衛生法 (仮訳)

2017年6月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

農林水産・食品部農林水産・食品課

本仮訳は、ジェトロで既に翻訳の上で公表済みの「韓国 輸入食品安全管理特別法 (2016年2月4日施行)」、同法施行令(同年2月4日施行)、同法施行規則(同年3月31日施行)に記載の「食品衛生法」(2017年5月19日施行)をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

http://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%8B%9D%ED%92%88%EC%9C %84%EC%83%9D%EB%B2%95

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

食品衛生法

[施行2017.5.19.] [法律第13332号、2015.5.18.、他法改正] 食品医薬品安全処(食品安全方針課) 043-719-2011

第1章 総則

第1条(目的) この法は、食品に起因して生じる衛生上の危害を防止し、食品栄養の質的 向上を図るとともに、食品に関する正しい情報を提供して国民保健の増進に寄与する ことを目的とする。

第2条(定義) この法において使用する用語の意味は、次のとおりである。<改正 2011.6.7.、2013.5.22.、2013.7.30.、2015.2.3.、2016.2.3.>

- 1. "食品"とは、すべての飲食物(医薬として摂取するものは除外する)をいう。
- 2. "食品添加物"とは、食品を製造・加工・調理または保存する過程において、甘味、着色、漂白または酸化防止等を目的として食品に使用される物質をいう。この場合、器具・容器・包装を殺菌・消毒するために使用されて間接的に食品に移行することがある物質を含む。
- 3. "化学的合成品"とは、化学的手段により元素または化合物に分解反応その他の化学反応を起こさせて得た物質をいう。
- 4."機具"とは、次の各目のいずれか一に該当するものであって、食品または食品添加物 に直接触れる機械・器具もしくはその他の物品(農業と水産業において食品を採取す るのに使用する機械・器具もしくはその他の物品は除外する)をいう。
 - ア. 飲食物を食べる時に使用するか、もしくは収容する容器
 - イ. 食品または食品添加物を採取・製造・加工・調理・保存・小分[完成品を分けて流通を目的として再包装することをいう。以下同様]・運搬・陳列する時、使用するもの
- 5. "容器・包装"とは、食品または食品添加物を収容するか、もしくは包むものであって、 食品または食品添加物をやりとりする時、ともに手渡す物品をいう。
- 6. "危害"とは、食品、食品添加物、機具または容器・包装に存在する危険要素であって、 人体の健康を害するか、もしくは害する恐れがあるものをいう。
- 7. "表示"とは、食品、食品添加物、機具または容器・包装に記す文字、数字または図形

をいう。

- 8. "栄養表示"とは、食品に入っている栄養素の量等、栄養に関する情報を表示するもの をいう。
- 9. "営業"とは、食品または食品添加物を採取・製造・加工・調理・保存・小分・運搬または販売するか、もしくは機具または容器・包装を製造・運搬・販売する業(農業と水産業に属する食品採取業は除外する)をいう。
- 10. "営業者"とは、第37条第1項により営業許可を受けた者もしくは同条第4項により営業申告を行った者または同条第5項により営業登録を行った者をいう。
- 11. "食品衛生"とは、食品、食品添加物、機具または容器・包装を対象とする飲食物に関する衛生をいう。
- 12. "集団給食所"とは、営利を目的としないとともに、特定多数人に継続して飲食物を供給する、次の各目のいずれか一に該当する場所の給食施設であって、大統領令に定める施設をいう。
 - ア. 寄宿舎
 - イ. 学校
 - ウ. 病院
 - エ. 「社会福祉事業法」第2条第4号の社会福祉施設
 - 才. 産業体
 - カ. 国家、地方自治体および「公共機関の運営に関する法律」第4条第1項による公共 機関
 - キ. その他の厚生機関等
- 13. "食品トレーサビリティ管理"とは、食品製造・加工段階から販売段階まで各段階別に情報を記録・管理して、その食品の安全性等に問題が発生した場合、その食品を追跡して原因を究明し、必要な措置を行うことができるように管理することをいう。
- 14. "食中毒"とは、食品の摂取に起因した、人体に有害な微生物または有毒物質により発生するか、もしくは発生したものと判断される感染性疾患または毒素型疾患をいう。
- 15. "集団給食所における献立"とは、給食対象集団の栄養摂取基準により飲食物名、食材料、栄養成分、調理方法、調理人員等を考慮して作成した給食計画書をいう。

[施行日:2018.4.19.] 第2条

第2条(定義) この法において使用する用語の意味は、次のとおりである。<改正

2011.6.7., 2013.5.22., 2013.7.30., 2015.2.3., 2016.2.3., 2017.4.18.>

- 1. "食品"とは、すべての飲食物(医薬として摂取するものは除外する)をいう。
- 2. "食品添加物"とは、食品を製造・加工・調理または保存する過程において、甘味、着色、漂白または酸化防止等を目的として食品に使用される物質をいう。この場合、器具・容器・包装を殺菌・消毒するために使用されて間接的に食品に移行することがある物質を含む。
- 3. "化学的合成品"とは、化学的手段により元素または化合物に分解反応その他の化学反応を起こさせて得た物質をいう。
- 4. "機具"とは、次の各目のいずれか一に該当するものであって、食品または食品添加物に直接触れる機械・器具もしくはその他の物品(農業と水産業において食品を採取するのに使用する機械・器具やその他の物品および「衛生用品管理法」第2条第1号による衛生用品は除く)をいう。
 - ア. 飲食物を食べる時に使用するか、もしくは収容する容器
 - イ. 食品または食品添加物を採取・製造・加工・調理・保存・小分[完成品を分けて流通を目的として再包装することをいう。以下同様]・運搬・陳列する時、使用する もの
- 5. "容器・包装"とは、食品または食品添加物を収容するか、もしくは包むものであって、 食品または食品添加物をやりとりする時、ともに手渡す物品をいう。
- 6. "危害"とは、食品、食品添加物、機具または容器・包装に存在する危険要素であって、 人体の健康を害するか、もしくは害する恐れがあるものをいう。
- 7. "表示"とは、食品、食品添加物、機具または容器・包装に記す文字、数字または図形 をいう。
- 8. "栄養表示"とは、食品に入っている栄養素の量等、栄養に関する情報を表示するもの をいう。
- 9. "営業"とは、食品または食品添加物を採取・製造・加工・調理・保存・小分・運搬または販売するか、もしくは機具または容器・包装を製造・運搬・販売する業(農業と水産業に属する食品採取業は除外する)をいう。
- 10. "営業者"とは、第37条第1項により営業許可を受けた者もしくは同条第4項により営業申告を行った者または同条第5項により営業登録を行った者をいう。
- 11. "食品衛生"とは、食品、食品添加物、機具または容器・包装を対象とする飲食物に関する衛生をいう。
- 12. "集団給食所"とは、営利を目的としないとともに、特定多数人に継続して飲食物を

供給する、次の各目のいずれか一に該当する場所の給食施設であって、大統領令に定める施設をいう。

- ア. 寄宿舎
- イ. 学校
- ウ. 病院
- エ. 「社会福祉事業法」第2条第4号の社会福祉施設
- 才. 産業体
- カ. 国家、地方自治体および「公共機関の運営に関する法律」第4条第1項による公共 機関
- キ. その他の厚生機関等
- 13. "食品トレーサビリティ管理"とは、食品製造・加工段階から販売段階まで各段階別に情報を記録・管理して、その食品の安全性等に問題が発生した場合、その食品を追跡して原因を究明し、必要な措置を行うことができるように管理することをいう。
- 14. "食中毒"とは、食品の摂取に起因した、人体に有害な微生物または有毒物質により 発生するか、もしくは発生したものと判断される感染性疾患または毒素型疾患をいう。
- 15. "集団給食所における献立"とは、給食対象集団の栄養摂取基準により飲食物名、食材料、栄養成分、調理方法、調理人員等を考慮して作成した給食計画書をいう。

[施行日:2018.4.19.] 第2条

- 第3条(食品等の取り扱い) ①何人も販売(販売以外の不特定多数人に対する提供を含む。 以下同様)を目的として、食品または食品添加物を採取・製造・加工・使用・調理・保 存・小分・運搬または陳列を行う時には、清潔かつ衛生的に行わなければならない。
 - ②営業に使用する機具および容器・包装は、清潔かつ衛生的に取り扱わなければならない。
 - ③第1項および第2項による食品、食品添加物、機具または容器・包装(以下"食品等"という)の衛生的な取り扱いに関する基準は、総理令に定める。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>

第2章 食品と食品添加物

第4条(危害食品等の販売等禁止) 何人も次の各号のいずれか一に該当する食品等を販売

するか、もしくは販売することを目的として、採取・製造・輸入・加工・使用・調理・保存・小分・運搬または陳列してはならない。<改正 2013.3.23.、2015.2.3.、2016.2.3.>

- 1. 腐敗しているか、もしくは傷んでいるか、もしくは充分熟していないために、人体 の健康を害する恐れがあるもの
- 2. 有毒・有害物質が入っているか、もしくは付着しているもの、またはそのような恐れがあるもの。ただし、食品医薬品安全処長が人体の健康を害する恐れがないと認めるものは除外する。
- 3. 疾病を発生させる微生物により汚染されているか、もしくはそのような恐れがある ため人体の健康を害する恐れがあるもの
- 4. 不潔であるか、もしくは他の物質が混入するか、もしくは添加されたもの、または、 その他の理由により人体の健康を害する恐れがあるもの
- 5. 第18条による安全性審査の対象である農・畜・水産物等のうちで、安全性審査を受けていないか、もしくは安全性審査において食用として適合しないと認められたもの
- 6. 輸入が禁止されたもの、または「輸入食品安全管理特別法」第20条第1項による輸入 申告をせずに輸入したもの
- 7. 営業者でない者が製造・加工・小分したもの
- 第5条(罹病動物肉等の販売等禁止)何人も総理令に定める疾病に罹病しているか、もしくは罹病している恐れがある動物、もしくはその疾病に罹病して死んだ動物の肉・骨・乳・臓器または血液を食品として販売するか、もしくは販売することを目的として、採取・輸入・加工・使用・調理・保存・小分または運搬するか、もしくは陳列してはならない。<改正 2010.1.18、2013.3.23.>
- 第6条(基準・規格が定められていない化学的合成品等の販売等禁止)何人も次の各号のいずれか一に該当する行為を行ってはならない。ただし、食品医薬品安全処長が第57条による食品衛生審議委員会(以下"審議委員会"という)の審議を経て、人体の健康を害する恐れがないと認める場合にはその限りでない。<改正 2013.3.23、2016.2.3.>
 - 1. 第7条第1項および第2項により基準・規格が定められていない化学的合成品である添加物とこれを含有する物質を食品添加物として使用する行為
 - 2. 第1号による食品添加物が含まれている食品を販売するか、もしくは販売することを

目的として、製造・輸入・加工・使用・調理・保存・小分・運搬または陳列する行為 [題目改正 2016.2.3.]

- 第7条(食品または食品添加物に関する基準および規格) ①食品医薬品安全処長は、国民保健のために必要な時には、販売することを目的とする食品または食品添加物に関する 次の各号の事項を定めて告示する。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>
 - 1. 製造・加工・使用・調理・保存方法に関する基準
 - 2. 成分に関する規格
 - ②食品医薬品安全処長は、第1項により基準と規格が告示されていない食品または食品添加物の基準と規格の認定を受けようとする者に対して、第1項各号の事項を提出させて、「食品・医薬品分野試験・検査等に関する法律」第6条第3項第1号により食品医薬品安全処長が指定した食品専門試験・検査機関または同条第4項ただし書きにより総理令に定める試験・検査機関の検討を経て、第1項による基準と規格が告示されるまで、その食品または食品添加物の基準と規格として認めることができる。<改正 2013.3.23、2013.7.30、2016.2.3.>
 - ③輸出する食品または食品添加物の基準と規格は、第1項および第2項にもかかわらず、 輸入者が要求する基準と規格に従うことができる。
 - ④第1項および第2項により基準と規格が定められた食品または食品添加物は、その基準により製造・輸入・加工・使用・調理・保存しなければならないとともに、その基準と規格に適合しない食品または食品添加物は、販売するか、もしくは販売することを目的として、製造・輸入・加工・使用・調理・保存・小分・運搬・保存または陳列してはならない。
- 第7条の2(勧奨規格例示等) ①食品医薬品安全処長は、販売することを目的とする第7条および第9条による基準および規格が設定されていない食品等が国民保健上、危害を与える恐れがあるため予防措置が必要であると認める場合には、その基準および規格が設定されるまで、危害を与える恐れがある成分等の安全管理を勧奨するための規格(以下"勧奨規格"という)を例示することができる。<改正 2013.3.23.>
 - ②食品医薬品安全処長は、第1項により勧奨規格を例示する時には、国際食品規格委員会および外国の規格または他の食品等に、既に規格が新設されている類似の成分等を考慮しなければならず、審議委員会の審議を経なければならない。<改正 2013.3.23.>

③食品医薬品安全処長は、営業者が第1項による勧奨規格を遵守するように要請することができるとともに、履行しない場合、その事実を公開することができる。<改正2013.3.23.>

[本条新設 2011.6.7.]

- 第7条の3(農薬等の残留許容基準設定要請等) ①食品に残留する「農薬管理法」による農薬、「薬事法」による動物用医薬品の残留許容基準設定が必要な者は、食品医薬品安全処長に申請しなければならない。
 - ②輸入食品に対する農薬および動物用医薬品の残留許容基準設定を望む者は、食品医薬品安全処長に関連資料を提出して基準設定を要請することができる。
 - ③食品医薬品安全処長は、第1項の申請により残留許容基準を設定する場合、関係行政機関の長に資料提供等の協力を要請することができる。この場合、要請を受けた関係行政機関の長は、特別な理由がなければ、これに従わなければならない。
 - ④第1項および第2項による申請手続き・方法および資料提出の範囲等、細部事項は、総理令に定める。

[本条新設 2013.7.30.]

第7条の4(食品等の基準および規格管理計画等) ①食品医薬品安全処長は、関係中央行政機関の長との協議および審議委員会の審議を経て、食品等の基準および規格管理基本計画(以下"管理計画"という)を5年ごとに樹立・推進することができる。<改正

2016.2.3.>

- ②管理計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。
- 1. 食品等の基準および規格管理の基本目標および推進方向
- 2. 食品等の有害物質露出量評価
- 3. 食品等の有害物質の総露出量適正管理方案
- 4. 食品等の基準および規格の再評価に関する事項
- 5. その他、食品等の基準および規格管理に必要な事項
- ③食品医薬品安全処長は、管理計画を施行するために毎年関係中央行政機関の長と協議して食品等の基準および規格管理施行計画(以下"施行計画"という)を樹立しなければならない。
- ④食品医薬品安全処長は、管理計画および施行計画を樹立・施行するために必要な時に

は、関係中央行政機関の長および地方自治体の長に協力を要請することができる。この 場合、協力を要請された関係中央行政機関の長等は、特別な理由がなければ、これに従 わなければならない。

⑤管理計画に含まれる露出量評価・管理の対象となる有害物質の種類、管理計画および 施行計画の樹立・施行等に必要な事項は、総理令に定める。

[本条新設 2014.5.28.]

- 第7条の5(食品等の基準および規格の再評価等)①食品医薬品安全処長は、管理計画により食品等に関する基準および規格を周期的に再評価しなければならない。
 - ②第1項による再評価対象、方法および手続き等に必要な事項は、総理令に定める。 [本条新設 2014.5.28.]

第3章 機具と容器・包装

第8条(有毒機具等の販売・使用禁止) 有毒・有害物質が入っているか、もしくは付着していて、人体の健康を害する恐れがある機具および容器・包装と、食品または食品添加物に直接触れると有害な影響を及ぼして人体の健康を害する恐れがある機具および容器・包装を販売するか、もしくは販売することを目的として製造・輸入・保存・運搬・陳列するか、もしくは営業に使用してはならない。

- 第9条(機具および容器・包装に関する基準および規格) ①食品医薬品安全処長は、国民保健のために必要な場合には、販売するか、もしくは営業に使用する機具および容器・包装に関して、次の各号の事項を定めて告示する。<改正 2013.3.23.>
 - 1. 製造方法に関する基準
 - 2. 機具および容器・包装とその原材料に関する規格
 - ②食品医薬品安全処長は、第1項により基準と規格が告示されていない機具および容器・ 包装の基準と規格の認定を受けようとする者に、第1項各号の事項を提出させて、「食 品・医薬品分野試験・検査等に関する法律」第6条第3項第1号により食品医薬品安全処 長が指定する食品専門試験・検査機関または同条第4項ただし書きにより総理令に定め る試験・検査機関の検討を経て、第1項により基準と規格が告示されるまで、該当機具

および容器・包装の基準と規格として認めることができる。<改正 2013.3.23.、2013.7.30.、2016.2.3.>

- ③輸出する機具および容器・包装とその原材料に関する基準と規格は、第1項および第 2項にもかかわらず、輸入者が要求する基準と規格に従うことができる。
- ④第1項および第2項により基準と規格が定められた機具および容器・包装は、その基準により製造しなければならないとともに、その基準と規格に適合しない機具および容器・包装は、販売するか、もしくは販売することを目的として、製造・輸入・保存・運搬・陳列するか、もしくは営業に使用してはならない。

第4章 表示

- **第10条(表示基準)** ①食品医薬品安全処長は、国民保健のために必要ならば、次の各号の表示に関して基準を定めて告示することができる。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>
 - 1. 販売することを目的とする食品または食品添加物の表示
 - 2. 第9条第1項により基準と規格が定められた機具および容器・包装の表示
 - 3. 削除<2011.6.7.>
 - ②第1項により表示に関する基準が定められた食品等は、その基準に適合する表示がなければ、販売するか、もしくは販売することを目的として、輸入・陳列・運搬するか、もしくは営業に使用してはならない。
 - ③第1項第1号による表示の基準には、次の各号の事項が含まれなければならない。<新 設 2016.2.3.>
 - 1. 製品名、内容量、原材料名、営業所名称および所在地
 - 2. 消費者安全のための注意事項
 - 3. 製造年月日、流通期限または品質維持期限
 - 4. その他、食品または食品添加物に対する消費者の誤認・混同を防止するために表示が必要な事項であって、総理令に定める事項
 - ④第1項第2号による表示の基準には、次の各号の事項が含まれなければならない。<新 設 2016.2.3.>
 - 1. 材質、営業所名称および所在地
 - 2. 消費者安全のための注意事項
 - 3. その他、該当機具または容器・包装に対する消費者の誤認・混同を防止するために 表示が必要な事項であって、総理令に定める事項

- 第11条(食品の栄養表示等) ①食品医薬品安全処長は、総理令に定める食品の栄養表示に関して必要な基準を定めて告示することができる。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.> ②食品を製造・加工・小分または輸入する営業者が食品を販売するか、もしくは販売することを目的として、輸入・陳列・運搬するか、もしくは営業に使用する場合には、第1項により定められた栄養表示基準を遵守しなければならない。
 - ③食品医薬品安全処長は、国民が第1項による栄養表示を食生活において活用することができるように、教育と広報を行わなければならない。<改正 2013.3.23.>
- 第11条の2(ナトリウム含有量比較表示等) ①食品を製造・加工するか、もしくは「輸入食品安全管理特別法」により輸入・販売する営業者は、総理令に定める食品のナトリウム含有量を同一であるか、もしくは類似の類型の食品のナトリウム含有量と比較して、消費者がわかりやすいように色と形状を利用して表示しなければならない。 ②食品医薬品安全処長は、第1項によるナトリウム含有量比較表示基準および方法等を定めて告示しなければならない。

[本条新設 2015.5.18.]

第12条 削除<2010.2.4.>

- 第12条の2(遺伝子組み換え食品等の表示) ①次の各号のいずれか一に該当する生命工学技術を活用して、栽培・育成された農産物・畜産物・水産物等を原材料として、製造・加工した食品または食品添加物(以下"遺伝子組み換え食品等"という)は、遺伝子組み換え食品であることを表示しなければならない。ただし、製造・加工後に遺伝子組み換えDNA(DNA, Deoxyribonucleic acid)または遺伝子組み換え蛋白質が残存している遺伝子組み換え食品等に限定する。<改正 2016.2.3.>
 - 1. 人為的に遺伝子を再組み換えするか、もしくは遺伝子を構成する核酸を、細胞または細胞内小器官に直接注入する技術
 - 2. 分類学による科の範囲を越える細胞融合技術
 - ②第1項により表示しなければならない遺伝子組み換え食品等は、表示がなければ、販売するか、もしくは販売することを目的として輸入・陳列・運搬するか、もしくは営業

に使用してはならない。<改正 2016.2.3.>

③第1項による表示義務者、表示対象および表示方法等に必要な事項は、食品医薬品安全処長が定める。<改正 2013.3.23.>

[本条新設 2011.6.7.]

[題目改正 2016.2.3.]

第12条の3(表示・広告の審議) ①乳幼児食、体重調節用調製食品等、大統領令に定める食品に対して、表示・広告を行おうとする者は、食品医薬品安全処長が定める食品表示・広告審議基準、方法および手続きにより審議を受けなければならない。<改正 2013.3.23.>

②食品医薬品安全処長は、第1項による食品の表示・広告事前審議に関する業務を、大統領令に定める機関および団体等に委託することができる<改正 2013.3.23.>
[本条新設 2011.6.7.]

- 第12条の4(広告審議の異議申立て) ①第12条の3第1項による審議結果に対して異議がある者は、審議結果を通知された日から1ヶ月以内に、食品医薬品安全処長に異議を申し立てることができる。<改正 2013.3.23.>
 - ②食品医薬品安全処長は、第1項による異議申立てを受けた時には、審議委員会の諮問を受けてこれを審査し、その結果を申請人に通知しなければならない。<改正2013.3.23.>
 - ③第1項および第2項による異議申立て方法、手続きおよび運営等に必要な事項は、食品 医薬品安全処長が定める。<改正 2013.3.23.>

[本条新設 2011.6.7.]

- 第13条(虚偽表示等の禁止) ①何人も食品等の名称・製造方法、品質・栄養表示、遺伝子組み換え食品等および食品トレーサビリティ管理表示に関しては、次の各号に該当する虚偽・誇大・誹謗の表示・広告を行ってはならず、包装においては過剰包装を行うことはできない。食品または食品添加物の栄養価・原材料・成分・用途に関しても、また同様である。<改正 2011.6.7.、2011.8.4.、2016.2.3.>
 - 1. 疾病の予防および治療に効能・効果があるか、もしくは医薬品または健康機能食品として誤認・混同する恐れがある内容の表示・広告

- 2. 事実と相違するか、もしくは誇張された表示・広告
- 3. 消費者を欺瞞するか、もしくは誤認・混同させる恐れがある表示・広告
- 4. 他の業者またはその製品を誹謗する広告
- 5. 第12条の3第1項により審議を受けないか、もしくは審議を受けた内容と相違する内容の表示・広告
- ②第1項による虚偽表示、誇大広告、誹謗広告および過剰包装の範囲とその他必要な事項は、総理令に定める。<改正 2010.1.18.、2011.8.4、2013.3.23.>

第5章 食品等の公典

- 第14条(食品等の公典) 食品医薬品安全処長は、次の各号の基準等を載せた食品等の公典 を作成・普及させなければならない。<改正 2013.3.23.>
 - 1. 第7条第1項により定められた食品または食品添加物の基準と規格
 - 2. 第9条第1項により定められた機具および容器・包装の基準と規格
 - 3. 第10条第1項により定められた食品等の表示基準

第6章 檢查等

- 第15条(危害評価) ①食品医薬品安全処長は、国内外において有害物質が含まれているものと知られている等、危害を与える恐れが提起される食品等が第4条または第8条による食品等に該当すると疑われる場合には、その食品等の危害要素を迅速に評価して、それが危害食品等であるかどうかを決定しなければならない。<改正 2013.3.23.> ②食品医薬品安全処長は、第1項による危害評価が終了するまで、国民健康のために予防措置が必要な食品等に対しては、販売するか、もしくは販売することを目的として、採取・製造・輸入・加工・使用・調理・保存・小分・運搬または陳列することを一時的に禁止することができる。ただし、国民健康に切迫した危害が発生するか、もしくは発生する恐れがあると食品医薬品安全処長が認める場合には、その禁止措置を行わなければならない。<改正 2013.3.23.>
 - ③食品医薬品安全処長は、第2項による一時的禁止措置を行おうとするときには、あらかじめ審議委員会の審議・議決を経なければならない。ただし、国民健康に切迫した危害を与える恐れがあって迅速に禁止措置をしなければならない必要がある場合には、先

- に一時的禁止措置を行った後、遅滞なく審議委員会の審議・議決を経ることができる。 <改正 2013.3.23.>
- ④審議委員会は、第3項本文およびただし書きにより審議する場合、大統領令に定める 利害関係人の意見を聴かなければならない。
- ⑤食品医薬品安全処長は、第1項による危害評価もしくは第3項ただし書きによる事後 審議委員会の審議・議決において危害がないと認められた食品等に対しては、遅滞なく 第2項による一時的禁止措置を解除しなければならない。<改正 2013.3.23.>
- ⑥第1項による危害評価の対象、方法および手続き、その他必要な事項は、大統領令に 定める。
- 第15条の2(危害評価結果等に関する公表) ①食品医薬品安全処長は、第15条による危害 評価結果に関する事項を公表することができる。<改正 2013.3.23.>
 - ②中央行政機関の長、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事(以下"市・道知事"という)、市長・郡守・区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同様)または大統領令に定める公共機関の長は、食品の危害の有無が疑われる場合もしくは危害と関連した事実を公表しようとする場合であって、第15条による危害評価が必要な場合には、必ず食品医薬品安全処長にその事実をあらかじめ知らせ、協議しなければならない。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>
 - ③第1項による公表方法等、公表に必要な事項は、大統領令に定める。

[本条新設 2011.6.7.]

- 第16条(消費者等の衛生検査等要請)①食品医薬品安全処長(大統領令に定めるその所属機関の長を含む。以下この条において同様)、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、大統領令に定める一定数以上の消費者、消費者団体または「食品・医薬品分野試験・検査等に関する法律」第6条による試験・検査機関のうち、総理令に定める試験・検査機関が食品等または営業施設等に対して第22条による公的業務遂行・検査・回収等(以下この条において"衛生検査等"という)を要請する場合には、これに従わなければならない。ただし、次の各号のいずれか一に該当する場合にはその限りでない。<改正2013.3.23、2013.7.30.>
 - 1. 同じ消費者、消費者団体または試験・検査機関が特定営業者の営業を妨害することを目的として、同内容の衛生検査等を繰り返し要請する場合

- 2. 食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長が、技術または施設、財源等の理由により衛生検査等を行うことができないと認める場合
- ②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項により衛生検査等の要請に従う場合、14日以内に衛生検査等を行い、その結果を大統領令に定めるところにしたがい、衛生検査等の要請をした消費者、消費者団体または試験・検査機関に通知し、インターネットホームページに掲示しなければならない。<改正 2011.6.7、2013.3.23、2013.7.30.>
- ③衛生検査等の要請要件および手続き、その他必要な事項は、大統領令に定める。 [題目改正 2013.7.30.]
- 第17条(危害食品等に対する緊急対応) ①食品医薬品安全処長は、販売するか、もしくは販売することを目的として、採取・製造・輸入・加工・調理・保存・小分または運搬(以下この条において"製造・販売等"という)されている食品等が、次の各号のいずれか一に該当する場合には、緊急対応方案を設け、必要な措置を行わなければならない。 <改正 2010.1.18、2013.3.23.>
 - 1. 国内外において食品等危害発生の恐れが総理令に定める科学的根拠により提起されたか、もしくは提起される場合
 - 2. その他、食品等に起因して国民健康に重大な危害が発生するか、もしくは発生する 恐れがある場合であって、大統領令に定める場合
 - ②第1項による緊急対応方案は、次の各号の事項が含まれなければならない。
 - 1. 該当食品等の種類
 - 2. 該当食品等に起因して人体に及ぼす危害の種類および程度
 - 3. 第3項による製造・販売等の禁止が必要な場合、これに関する事項
 - 4. 消費者に対する緊急対応要領等の教育・広報に関する事項
 - 5. その他、食品等の危害防止および拡散を防ぐために必要な事項
 - ③食品医薬品安全処長は、第1項による緊急対応が必要であると判断される食品等に対しては、その危害の有無が確認されるまで該当食品等の製造・販売等を禁止しなければならない。<改正 2011.8.4.、2013.3.23.>
 - ④営業者は、第3項による食品等に対しては、製造・販売等を行ってはならない。
 - ⑤食品医薬品安全処長は、第3項により製造・販売等を禁止しようとするときには、あらかじめ大統領令に定める利害関係人の意見を聴かなければならない。<改正2013.3.23.>

- ⑥営業者は、第3項による禁止措置に対して異議がある場合には、大統領令に定めるところにしたがい、食品医薬品安全処長に該当禁止の全部または一部の解除を要請することができる。<改正 2013.3.23.>
- ⑦食品医薬品安全処長は、食品等に起因して国民健康に危害が発生しなくなったか、もしくは発生する恐れがなくなったと認める場合には、第3項による禁止の全部または一部を解除しなければならない。<改正 2013.3.23.>
- ⑧食品医薬品安全処長は、国民健康に切迫した危害が発生するか、もしくは発生する恐れがあると認められる危害食品に関する情報を国民に緊急に伝達しなければならない場合であって、大統領令に定める要件に該当する場合には、「放送法」第2条第3号による放送事業者のうち、大統領令に定める放送事業者に対してこれを迅速に放送するよう要請するか、もしくは「電気通信事業法」第5条による基幹通信事業者のうち、大統領令に定める基幹通信事業者に対してこれを迅速に文字または音声により送信するよう要請することができる。<改正 2013.3.23.>
- ⑨第8項により要請を受けた放送事業者および基幹通信事業者は、特別な理由がない限り、これに応じなければならない。
- 第18条(遺伝子組み換え食品等の安全性審査等) ①遺伝子組み換え食品等を食用として輸入・開発・生産する者は、最初に遺伝子組み換え食品等を輸入する場合等、大統領令に定める場合には、食品医薬品安全処長により該当食品等に対する安全性審査を受けなければならない。<改正 2013.3.23、2016.2.3.>
 - ②食品医薬品安全処長は、第1項による遺伝子組み換え食品等の安全性審査のために、 食品医薬品安全処に遺伝子組み換え食品等安全性審査委員会(以下"安全性審査委員会" という)を置く。<改正 2013.3.23、2016.2.3.>
 - ③安全性審査委員会の構成・機能・運営に必要な事項は、大統領令に定める。<改正 2016.2.3.>
 - ④第1項による安全性審査の対象、安全性審査のための資料提出の範囲および審査手続き等に関しては、食品医薬品安全処長が定めて告示する。<改正 2013.3.23、2016.2.3.> [題目改正 2016.2.3.]

第19条 削除<2015.2.3.>

第19条の2 削除<2015.2.3.>

第19条の3 削除<2015.2.3.>

第19条の4(検査命令等) ①食品医薬品安全処長は、次の各号のいずれか一に該当する食品等を採取・製造・加工・使用・調理・保存・小分・運搬または陳列する営業者に対して「食品・医薬品分野試験・検査等に関する法律」第6条第3項第1号による食品専門試験・検査機関または同法第8条による国外試験・検査機関において検査を受けることを命(以下"検査命令"という)ずることができる。ただし、検査をもって危害成分を確認することができないと食品医薬品安全処長が認める場合には、関係資料等により代えることができる。<改正 2013.3.23、2013.7.30、2015.2.3.>

- 1. 国内外において有害物質が検出された食品等
- 2. 削除<2015.2.3.>
- 3. その他、国内外において危害発生の恐れが提起されたか、もしくは提起される食品 等
- ②検査命令を受けた営業者は、総理令に定める検査期限内に検査を受けるか、もしくは関連資料等を提出しなければならない。<改正 2013.3.23.>
- ③第1項および第2項による検査命令対象食品等の範囲、提出資料等、細部事項は、食品 医薬品安全処長が定めて告示する。<改正 2013.3.23.>

[本条新設 2011.6.7.]

第20条 削除<2015.2.3.>

第21条(特定食品等の輸入・販売等禁止) ①食品医薬品安全処長は、特定国家または地域において採取・製造・加工・使用・調理または保存された食品等が、その特定国家または地域において危害があるものと明らかにされるか、もしくは危害を与える恐れがあると認められる場合には、その食品等を輸入・販売するか、もしくは販売することを目的として製造・加工・使用・調理・保存・小分・運搬または陳列することを禁止することができる。<改正 2013.3.23.>

- ②食品医薬品安全処長は、第15条第1項による危害評価または「輸入食品安全管理特別法」第21条第1項による検査後、食品等において第4条第2号による有毒・有害物質が検出された場合には、該当食品等の輸入を禁止しなければならない。ただし、人体の健康を害する恐れがないと食品医薬品安全処長が認める場合は、その限りでない。<改正2013.3.23、2015.2.3、
- ③食品医薬品安全処長は、第1項および第2項による禁止をするには、あらかじめ関係中央行政機関の長の意見を聞き、審議委員会の審議・議決を経なければならない。ただし、国民健康に切迫した危害を与える恐れがあるため迅速に禁止措置を行わなければならない必要がある場合、先に禁止措置を行った後、遅滞なく審議委員会の審議・議決を経ることができる。<改正 2013.3.23.>
- ④第3項本文およびただし書きにより審議委員会が審議する場合、大統領令に定める利 害関係人は、審議委員会に出席して意見を陳述するか、もしくは文書により意見を提出 することができる。
- ⑤食品医薬品安全処長は、職権により、または第1項および第2項により輸入・販売等が禁止された食品等に対して利害関係がある国家または輸入した営業者の申請を受けてその食品等に危害がないものと認められるならば、審議委員会の審議・議決を経て、第1項および第2項による禁止の全部または一部を解除することができる。<改正2013.3.23.>
- ⑥食品医薬品安全処長は、第1項および第2項による禁止もしくは第5項による解除を行う場合には、告示しなければならない。<改正 2013.3.23.>
- ⑦食品医薬品安全処長は、第1項および第2項により輸入・販売等が禁止された該当食品等の製造業所、利害関係がある国家または輸入した営業者が原因究明および改善事項を提示する場合には、第1項および第2項による禁止の全部または一部を解除することができる。この場合、改善事項に対する確認が必要な時には、現地調査を行うことができる。<改正 2013.3.23.>
- 第22条(公的業務遂行・検査・回収等) ①食品医薬品安全処長(大統領令に定めるその所属機関の長を含む。以下この条において同様)、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、食品等の危害防止・衛生管理と営業秩序の維持のために必要ならば、次の各号の区分による措置を行うことができる。<改正 2009.5.21、2011.6.7、2013.3.23.>
 - 1. 営業者もしくはその他関係人に対して、必要な書類もしくはその他資料の提出要求
 - 2. 関係公務員をして、次の各目に該当する公的業務遂行・検査・回収等の措置をさせ

る

- ア. 営業所(事務所、倉庫、製造所、保存所、販売所、その他これと類似の場所を含む) に対して、公的業務遂行をして、販売を目的とするか、もしくは営業に使用する食品等 または営業施設等に対して行う検査
- イ. ア目による検査に必要な最少量の食品等の無償回収
- ウ. 営業に関係する帳簿または書類の閲覧②食品医薬品安全処長は、市・道知事または市長・郡守・区庁長が第1項による公的業務遂行・検査・回収等の業務を遂行するとともに、食品等に起因して発生する衛生関連危害防止業務を効率的に行うために必要な場合には、関係行政機関の長、他の市・道知事または市長・郡守・区庁長に対して行政応援を行うように要請することができる。この場合、行政応援の要請を受けた関係行政機関の長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、特別な理由がなければ、これに従わなければならない。<改正 2013.3.23.>
- ③第1項および第2項の場合、公的業務遂行・検査・回収または閲覧しようとする公務員は、その権限を表示する証票および調査期間、調査範囲、調査担当者、関係法令等、大統領令に定める事項が記載された書類を携行し、これを関係人に提示しなければならない。<改正 2016.2.3.>
- ④第2項による行政応援の手続き、費用負担方法、その他必要な事項は、大統領令に定める。

第22条の2 削除<2015.2.3.>

第23条(食品等の再検査) ①食品医薬品安全処長(大統領令に定めるその所属機関の長を含む。以下この条において同様)、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第22条、

「輸入食品安全管理特別法」第21条または第25条により食品等を検査した結果、該当食品等が第7条または第9条による食品等の基準や規格に適合しなければ、大統領令に定めるところにしたがい、該当営業者にその検査結果を通知しなければならない。< 改正 2013.3.23、2015.2.3.>

②第1項による通知を受けた営業者がその検査結果に異議があれば、検査した製品と同じ製品(同日に同営業施設において同製造工程を通じて製造・生産された製品に限定する)を、食品医薬品安全処長の認める国内外検査機関2ヶ所以上において、同じ検査項目について検査を受けて、その結果が第1項により通報された検査結果と相違する時には、

仮訳

その検査機関の検査成績書または検査証明書を添付して、食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長に再検査を要請することができる。ただし、時間が経過

するにつれて検査結果が変わることがあり得る検査項目等、総理令に定める検査項目は、

再検査の対象から除外する。<改正 2013.3.23.、2014.5.28.>

③第2項による再検査要請を受けた食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・

区庁長は、営業者が提出した検査結果が第1項による検査結果と相違すると確認される

か、もしくは同項の検査による検体の採取・取り扱い方法、検査方法・検査過程等が第

7条第1項または第9条第1項による食品等の基準および規格に違反すると認められる時

には、遅滞なく再検査して該当営業者に再検査結果を通知しなければならない。この場

合、再検査手数料と保税倉庫料等、再検査にかかる費用は、営業者が負担する。<改正

2013.3.23., 2014.5.28.>

④削除<2014.5.28.>

第24条 削除<2013.7.30.>

第25条 削除<2013.7.30.>

第26条 削除<2013.7.30.>

第27条 削除<2013.7.30.>

第28条 削除<2013.7.30.>

第29条 削除<2013.7.30.>

第30条 削除<2013.7.30.>

- 第31条(自家品質検査義務) ①食品等を製造・加工する営業者は、総理令に定めるところにしたがい、製造・加工する食品等が第7条または第9条にともなう基準と規格に適合するかどうかを検査しなければならない。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>
 - ②食品医薬品安全処長および市・道知事は、第1項による検査を、該当営業を行う者が直接行うことが適切でない場合、「食品・医薬品分野試験・検査等に関する法律」第6条第3項第2号による自家品質委託試験・検査機関に委託して検査させることができる。 <改正 2013.3.23.、2013.7.30.>
 - ③第1項による検査を直接行う営業者は、第1項による検査の結果、該当食品等が第4条から第6条まで、第7条第4項、第8条または第9条第4項に違反して、国民健康に危害が発生するか、もしくは発生する恐れがある場合には、遅滞なく食品医薬品安全処長に報告しなければならない。<新設 2011.6.7.、2013.3.23、2013.7.30.>
 - ④第1項による検査の項目・手続き、その他検査に必要な事項は、総理令に定める。<改正 2010.1.18、2011.6.7、2013.3.23、2013.7.30.>
- 第31条の2(自家品質検査義務の免除) 食品医薬品安全処長または市・道知事は、第48条 第3項による食品安全管理認証基準適用業所が次の各号に該当する場合には、第31条 第1項にもかかわらず、総理令に定めるところにしたがい、自家品質検査を免除するこ とができる。
 - 1. 第48条第3項による食品安全管理認証基準適用業所が第31条第1項による検査が含まれた食品安全管理認証基準を遵守する場合
 - 2. 第48条第8項による調査・評価結果、その結果が優秀であると、総理令に定めるところにしたがい、食品医薬品安全処長が認める場合

[本条新設 2016.2.3.]

- 第32条(食品衛生監視員) ①第22条第1項による関係公務員の職務とその他、食品衛生に関する指導等を行うために食品医薬品安全処(大統領令に定めるその所属機関を含む)、特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道(以下"市・道"という)または市・郡・区(自治区をいう。以下同様)に食品衛生監視員を置く。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>
 - ②第1項による食品衛生監視員の資格・任命・職務範囲、その他必要な事項は、大統領

令に定める。

- 第33条(消費者食品衛生監視員) ①食品医薬品安全処長(大統領令に定めるその所属機関の長を含む。以下この条において同様)、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、食品衛生管理のために「消費者基本法」第29条により登録した消費者団体の役職員のうち該当団体の長が推薦した者もしくは食品衛生に関する知識がある者を消費者食品衛生監視員として委嘱することができる。<改正 2013.3.23.>
 - ②第1項により委嘱された消費者食品衛生監視員(以下"消費者食品衛生監視員"という)の職務は、次の各号のとおりである。
 - 1. 第36条第1項第3号による食品接客業を行う者(以下"食品接客営業者"という)に対す る衛生管理状態点検
 - 2. 流通中である食品等が表示基準に適合しないか、もしくは虚偽表示または誇大広告 禁止規定に違反した場合、管轄行政官庁に申告するか、もしくはそれに関する資料の 提供
 - 3. 第32条による食品衛生監視員が行う食品等に対する回収および検査支援
 - 4. その他、食品衛生に関する事項であって、大統領令に定める事項
 - ③消費者食品衛生監視員は、第2項各号の職務を遂行する場合、その権限を乱用してはならない。
 - ④第1項により消費者食品衛生監視員を委嘱した食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、消費者食品衛生監視員に対して職務遂行に必要な教育を行わなければならない。<改正 2013.3.23.>
 - ⑤食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、消費者食品衛生監視員が次の各号のいずれか一に該当するとき、その消費者食品衛生監視員の委嘱を解かなければならない。<改正 2013.3.23.>
 - 1. 推薦した消費者団体から退職するか、もしくは解任された場合
 - 2. 第2項各号の職務と関連して不正な行為を行うか、もしくは権限を乱用した場合
 - 3. 疾病もしくは負傷等の理由により職務遂行が困難になった場合
 - ⑥消費者食品衛生監視員が第2項第1号の職務を遂行するために食品接客営業者の営業 所に単独で公的業務遂行するには、あらかじめ食品医薬品安全処長、市・道知事または、 市長・郡守・区庁長の承認を受けなければならない。<改正 2013.3.23.>
 - ⑦消費者食品衛生監視員が第6項による承認を受けて食品接客営業者の営業所に単独で 公的業務遂行する場合には、承認書と身分を表示する証票および調査期間、調査範囲、

調査担当者、関係法令等、大統領令に定める事項が記載された書類を携行し、これを関係人に提示しなければならない。<改正 2016.2.3.>

⑧消費者食品衛生監視員の資格、職務範囲および教育、その他必要な事項は、大統領令 に定める。

第34条 削除<2015.3.27.>

- 第35条(消費者衛生点檢参加等)①大統領令に定める営業者は、食品衛生に関する専門的な知識を有する者または「消費者基本法」第29条により登録した消費者団体の長が推薦した者であって、食品医薬品安全処長が定める者により衛生管理状態の点検を受けることができる。<改正 2013.3.23.>
 - ②第1項による点検の結果、食品医薬品安全処長が定める基準に適合して合格した場合、該当営業者は、その合格の事実を総理令に定めるところにしたがい、該当営業所において製造・加工した食品等に表示するか、もしくは広告を出すことができる。<改正2010.1.18、2013.3.23、>
 - ③食品医薬品安全処長(大統領令に定めるその所属機関の長を含む。以下この条において同様)、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項により衛生点検を受けた営業所のうち食品医薬品安全処長が定める基準による優秀等級の営業所に対しては、関係公務員をして、総理令に定める一定期間の間、第22条による公的業務遂行・検査・回収等を行わせないようにすることができる。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.、2016.2.3.>
 - ④食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第22条第1項による 公的業務遂行・検査・回収等に参加を希望する消費者を参加させて衛生状態を点検する ことができる。<新設 2013.7.30、2016.2.3.>
 - ⑤第1項による衛生点検の時期等は、大統領令に定める。<改正 2013.7.30.>

第7章 営業

- **第36条(施設基準)** ①次の営業を行おうとする者は、総理令に定める施設基準に適合する 施設を備えなければならない。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>
 - 1. 食品または食品添加物の製造業、加工業、運搬業、販売業および保存業

- 2. 機具または容器・包装の製造業
- 3. 食品接客業
- ②第1項各号による営業の細部種類とその範囲は、大統領令に定める。
- 第37条(営業許可等) ①第36条第1項各号による営業のうち大統領令に定める営業を行お うとする者は、大統領令に定めるところにしたがい、営業の種類別または営業所別 に、食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長 の許可を受けなければならない。許可を受けた事項のうち、大統領令に定める重要な 事項を変更する時もまた同様である。<改正 2013.3.23、2016.2.3.>
 - ②食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第1項による営業を許可するときには、必要な条件を付けることができる。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>
 - ③第1項により営業許可を受けた者が廃業するか、もしくは許可を受けた事項のうち、同項後段の重要な事項を除外した軽微な事項を変更するときには、食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。 <改正 2013.3.23.、2016.2.3.>
 - ④第36条第1項各号による営業のうち大統領令に定める営業を行おうとする者は、大統領令に定めるところにしたがい、営業の種類別または営業所別に、食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。申告した事項のうち大統領令に定める重要な事項を変更するか、もしくは廃業するときにもまた同様である。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>
 - ⑤第36条第1項各号による営業のうち大統領令に定める営業を行おうとする者は、大統領令に定めるところにしたがい、営業の種類別または営業所別に、食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に登録しなければならないとともに、登録した事項のうち、大統領令に定める重要な事項を変更するときにもまた同様である。ただし、廃業するか、もしくは大統領令に定める重要な事項を除く軽微な事項を変更するときには、食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。<新設 2011.6.7、2013.3.23、2016.2.3>⑥第1項、第4項または第5項により食品または食品添加物の製造業・加工業の許可を受けるか、もしくは申告または登録を行った自家食品または食品添加物を製造・加工する場合には、総理令に定めるところにしたがい、食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に、その事実を報告しなければならない。報告し

た事項のうち、総理令に定める重要な事項を変更する場合にもまた同様である。<改正 2010.1.18、2011.6.7、2013.3.23、2016.2.3.>

- ⑦食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、営業者(第4項による営業申告または第5項による営業登録を行った者のみ該当する)が「付加価値税法」第8条により管轄税務署長に廃業申告を行うか、もしくは管轄税務署長が事業者登録を抹消した場合には、申告または登録事項を職権により抹消することができる。<改正 2011.6.7.、2013.3.23、2013.6.7、2016.2.3.>
- ⑧第3項から第5項までの規定により廃業しようとする者は、第71条から第76条までの 規定による営業停止等、行政制裁処分期間中には廃業申告を行うことはできない。<新 設 2011.6.7.>
- ⑨食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第7項の職権抹消のために必要な場合、管轄税務署長に営業者の廃業の有無についての情報提供を要請することができる。この場合、要請を受けた管轄税務署長は「電子政府法」第39条により営業者の廃業の有無についての情報を提供する。<新設 2015.3.27.、2016.2.3.>
- **第38条(営業許可等の制限)** ①次の各号のいずれか一に該当するとき、第37条第1項による営業の許可をしてはならない。<改正 2014.3.18.>
 - 1. 該当営業施設が第36条による施設基準に適合しない場合
 - 2. 第75条第1項または、第2項により営業許可が取り消し(第44条第2項第1号を違反して営業許可が取り消しされた場合と第75条第1項第18号により営業許可が取り消しされた場合は除外する)され6ヶ月が過ぎる前に、同場所で同種類の営業を行おうとする場合。ただし、営業施設全部を撤去して営業許可が取り消しにされた場合にはその限りでない。
 - 3. 第44条第2項第1号に違反して営業許可が取り消しされるか、もしくは第75条第1項 第18号により営業許可が取り消しされ2年が過ぎる前に、同場所で第36条第1項第3号 による食品接客業を行おうとする場合
 - 4. 第75条第1項または第2項により営業許可が取り消し(第4条から第6条まで、第8条または第44条第2項第1号に違反して営業許可が取り消しされた場合と第75条第1項第18号により営業許可が取り消しされた場合は除外する)され2年が過ぎる前に、同者(法人である場合にはその代表者を含む)が取り消しされた営業と同種類の営業を行おうとする場合

- 5. 第44条第2項第1号に違反して営業許可が取り消しされるか、もしくは第75条第1項 第18号により営業許可が取り消しされた後3年が過ぎる前に、同者(法人である場合に はその代表者を含む)が第36条第1項第3号による食品接客業を行おうとする場合
- 6. 第4条から第6条まで、または第8条に違反して営業許可が取り消しされ5年が過ぎる前に、同者(法人である場合にはその代表者を含む)が取り消しされた営業と同種類の営業を行おうとする場合
- 7. 第36条第1項第3号による食品接客業のうち、国民の保健衛生のために許可を制限する必要が明白であると認められて、市・道知事が指定して告示する営業に該当する場合
- 8. 営業許可を受けようとする者が被成年後見人もしくは破産宣告を受けて復権しない者である場合
- ②次の各号のいずれか一に該当する場合には、第37条第4項による営業申告または同条 第5項による営業登録を行うことはできない。<改正 2011.6.7.>
- 1. 第75条第1項または第2項による登録取り消しまたは営業所閉鎖命令(第44条第2項第 1号に違反して営業所閉鎖命令を受けた場合と第75条第1項第18号により営業所閉鎖 命令を受けた場合は除外する)を受け6ヶ月が過ぎる前に、同場所において同種類の営 業を行おうとする場合。ただし、営業施設全部を撤去して登録取り消しまたは営業所 閉鎖命令を受けた場合には、その限りでない。
- 2. 第44条第2項第1号に違反して営業所閉鎖命令を受けるか、もしくは第75条第1項第 18号により営業所閉鎖命令を受けた後1年が過ぎる前に、同場所において第36条第1 項第3号による食品接客業を行おうとする場合
- 3. 第75条第1項または第2項による登録取り消しまたは営業所閉鎖命令(第4条から第6条まで、第8条または第44条第2項第1号に違反して登録取り消しまたは営業所閉鎖命令を受けた場合と第75条第1項第18号により営業所閉鎖命令を受けた場合は除外する)を受け2年が過ぎる前に、同者(法人である場合にはその代表者を含む)が登録取り消しまたは閉鎖命令を受けた営業と同種類の営業を行おうとする場合
- 4. 第44条第2項第1号に違反して営業所閉鎖命令を受けるか、もしくは第75条第1項第 18号により営業所閉鎖命令を受け2年が過ぎる前に、同者(法人である場合にはその代 表者を含む)が第36条第1項第3号による食品接客業を行おうとする場合
- 5. 第4条から第6条まで、または第8条に違反して登録取り消しまたは営業所閉鎖命令を 受け5年が過ぎない者(法人である場合にはその代表者を含む)が登録取り消しまたは 閉鎖命令を受けた営業と同じ種類の営業を行おうとする場合

- 第39条(営業継承) ①営業者が営業を譲渡するか、もしくは死亡した場合または法人が合併した場合には、その譲受人・相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立される法人は、その営業者の地位を継承する。
 - ②次の各号のいずれか一に該当する手続きにより営業施設の全部を引き受けた者は、その営業者の地位を継承する。この場合、従来の営業者に対する営業許可・登録またはその者が行った申告は、その効力を失う。<改正 2011.6.7、2016.2.3、2016.12.27.>
 - 1. 「民事執行法」による競売
 - 2. 「債務者再生および破産に関する法律」による換価
 - 3. 「国税徴収法」、「関税法」または「地方税徴収法」による差し押さえ財産の売却
 - 4. その他、第1号から第3号までの手続きに準ずる手続き
 - ③第1項または第2項によりその営業者の地位を継承した者は、総理令に定めるところにしたがい、1ヶ月以内にその事実を食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。<改正 2010.1.18、2013.3.23、2016.2.3.>
 - ④第1項および第2項による継承に関しては、第38条を準用する。ただし、相続人が第38条第1項第8号に該当するときは、相続を受けた日から3ヶ月の間は、その限りでない。
- **第40条(健康診断)** ①総理令に定める営業者およびその従業員は、健康診断を受けなければならない。ただし、他の法令により同内容の健康診断を受ける場合には、この法による健康診断を受けたものと見なす。<改正 2010.1.18、2013.3.23.>
 - ②第1項により健康診断を受けた結果、他人に危害を及ぼす恐れがある疾病があると認められた者は、その営業に従事することはできない。
 - ③営業者は、第1項に違反して健康診断を受けない者もしくは第2項による健康診断の結果、他人に危害を及ぼす恐れがある疾病がある者をその営業に従事させることはできない。
 - ④第1項による健康診断の実施方法等と第2項および第3項による他人に危害を及ぼす恐れがある疾病の種類は、総理令に定める。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>
- 第41条(食品衛生教育) ①大統領令に定める営業者および遊興従事者を置くことができる 食品接客業営業者の従業員は、毎年、食品衛生に関する教育(以下"食品衛生教育"とい

- う)を受けなければならない。
- ②第36条第1項各号による営業を行おうとする者は、あらかじめ食品衛生教育を受けなければならない。ただし、やむをえない理由によりあらかじめ食品衛生教育を受けることができない場合には、営業を始めた後に、食品医薬品安全処長が定めるところにしたがい、食品衛生教育を受けることができる。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>
- ③第1項および第2項により教育を受けなければならない者が営業に直接従事しないか、もしくは二ヶ所以上の場所において営業を行う場合には、従業員のうちから食品衛生に関する責任者を指定して、営業者の代わりに教育を受けさせることができる。ただし、集団給食所に従事する調理士および栄養士(「国民栄養管理法」第15条により栄養士免許を受けた者をいう。以下同様)が食品衛生に関する責任者として指定されて第56条第1項ただし書きにより教育を受けた場合には、第1項および第2項による当該年度の食品衛生教育を受けたものと見なす。<改正 2010.3.26.>
- ④第2項にもかかわらず、次の各号のいずれか一に該当する免許を受けた者が第36条第 1項第3号による食品接客業を行おうとする場合には、食品衛生教育を受けなくてもよい。<改正 2015.3.27.、2016.2.3.>
- 1. 第53条による調理士免許
- 2. 「国民栄養管理法」第15条による栄養士免許
- 3. 「公衆衛生管理法」第6条の2による衛生士免許
- ⑤営業者は、別段の理由がない限り、食品衛生教育を受けない者をその営業に従事させてはならない。
- ⑥第1項および第2項による教育の内容、教育費および教育実施機関等に関して必要な 事項は、総理令に定める。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>

第42条(実績報告) ①削除<2016.2.3.>

②食品または食品添加物を製造・加工する営業者は、総理令に定めるところにしたがい、食品および食品添加物を生産した実績等を、食品医薬品安全処長または市・道知事に報告しなければならない。<改正 2010.1.18、2013.3.23、2016.2.3.>

[題目改正 2016.2.3.]

第43条(営業制限) ①市・道知事は、営業秩序と善良な風俗を維持するために必要な場合 には、営業者のうち食品接客営業者とその従業員に対して、営業時間および営業行為 を制限することができる。

- ②第1項による制限事項は、大統領令に定める範囲において該当市・道の条例に定める。
- 第44条(営業者等の遵守事項) ①食品接客営業者等、大統領令に定める営業者とその従業員は、営業の衛生管理と秩序維持、国民の保健衛生増進のために、営業の種類により次の各号に該当する事項を遵守しなければならない。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.、2016.2.3.>
 - 1. 「畜産物衛生管理法」第12条による検査を受けない畜産物または実験等の用途に使用した動物は、運搬・保管・陳列・販売するか、もしくは食品の製造・加工に使用しないこと
 - 2. 「野生生物保護および管理に関する法律」に違反して捕獲・採取した野生生物は、これを食品の製造・加工に使用するか、もしくは販売しないこと
 - 3. 流通期限が経過した製品・食品または、その原材料を調理・販売することを目的として小分・運搬・陳列・保管するか、もしくは、これを販売または食品の製造・加工に使用しないこと
 - 4. 水道水でない地下水等を飲用水または食品の調理・洗浄等に使う場合には「飲用水管理法」第43条による飲用水水質検査機関において、総理令に定めるところにしたがい、検査を受けて飲用に適合すると認められた水を使用すること。ただし、二以上の業者が同建物において同水源を使用する場合には、一つの業者に対する試験結果により残りの業者に対する検査に代えることができる。
 - 5. 第15条第2項により危害評価が完了するまで、一時的に禁止された食品等を製造・加工・販売・輸入・使用および運搬しないこと
 - 6. 食中毒発生時、保管または使用中である食品は、疫学調査が完了するときまで、廃棄もしくは消毒等により現場を毀損してはならず、原状保存しなければならないとと もに、食中毒原因究明のための行為を妨害しないこと
 - 7. 客を誘って引き込む行為をしないこと
 - 8. その他、営業の原料管理、製造工程および衛生管理と秩序維持、国民の保健衛生増 進等のために総理令に定める事項
 - ②食品接客営業者は「青少年保護法」第2条による青少年(以下この項において"青少年"という)に、次の各号のいずれか一に該当する行為を行ってはならない。<改正2011.9.15.>
 - 1. 青少年を遊興接客員として雇用して遊興行為をさせる行為

- 2. 「青少年保護法」第2条第5号ア目3)による青少年出入り・雇用禁止業所に青少年を 出入りさせるか、もしくは雇用する行為
- 3. 「青少年保護法」第2条第5号イ目3)による青少年雇用禁止業所に青少年を雇用する 行為
- 4. 青少年に酒類を提供する行為
- ③何人も営利を目的として第36条第1項第3号の食品接客業を行う場所(遊興従事者を置くことができるように大統領令で定める、営業を行う場所は除外する)において客とともに酒を飲んだり、もしくは歌または踊りにより客の遊興をかきたてる接客行為(公演を目的として行う歌手、楽士、ダンサー、舞踊家等が行う行為は除外する)をしたり、もしくは他の者にその行為を斡旋したりしてはならない。
- ④第3項による食品接客営業者は、遊興従事者を雇用・斡旋するか、もしくは客引き行為をしてはならない。
- ⑤削除<2015.2.3.>
- 第45条(危険食品等の回収) ①販売することを目的として食品等を製造・加工・小分・輸入または販売した営業者(「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む。以下この条において同様)は、該当食品等が第4条から第6条まで、第7条第4項、第8条、第9条第4項、第10条第2項、第12条の2第2項または第13条に違反した事実(食品等の危害と関連がない違反事項を除外する)を知ることになった場合には、遅滞なく流通中である該当食品等を回収するか、もしくは回収するのに必要な措置を行わなければならない。この場合、営業者は、回収計画を、食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長にあらかじめ報告しなければならないとともに、回収結果の報告を受けた市・道知事または市長・郡守・区庁長は、これを遅滞なく食品医薬品安全処長に報告しなければならない。ただし、該当食品等が「輸入食品安全管理特別法」により輸入した食品等で、報告義務者が該当食品等を輸入した者である場合には、食品医薬品安全処長に報告しなければならない。<改正2013.3.23、2015.2.3、2016.2.3.>
 - ②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項による回収に必要な措置を誠実に履行した営業者に対して、該当食品等に起因して受けることになる第75条または第76条による行政処分を、大統領令に定めるところにしたがい、減免することができる。<改正 2013.3.23.>
 - ③第1項による回収対象食品等・回収計画・回収手続きおよび回収結果報告等に関して

必要な事項は、総理令に定める。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>

- 第46条(食品等の異物発見報告等) ①販売することを目的として食品等を製造・加工・小分・輸入または販売する営業者は、販売製品に関して、食品の製造・加工・調理・流通過程において正常に使用された原料または材料ではないものであって、摂取するとき、衛生上危害が発生する恐れがあるか、もしくは摂取するのに適合しない物質[以下"異物"という]を発見した事実の申告を消費者から受けた場合、遅滞なくこれを食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長に報告しなければならない。<改正 2013.3.23.>
 - ②「消費者基本法」による韓国消費者院および消費者団体は、消費者から異物発見の申告を受け付けた場合、遅滞なくこれを食品医薬品安全処長に通知しなければならない。 <改正 2013.3.23.>
 - ③市・道知事または市長・郡守・区庁長は、消費者から異物発見の申告を受け付けた場合、これを食品医薬品安全処長に通知しなければならない。<改正 2013.3.23.>
 - ④食品医薬品安全処長は、第1項から第3項までの規定により異物発見の申告が通報された場合、異物混入原因調査のために必要な措置を取らなければならない。<改正2013.3.23.>
 - ⑤第1項による異物報告の基準・対象および手続き等に必要な事項は、総理令に定める。 <改正 2010.1.18.、2013.3.23.>
- 第47条(衛生等級) ①食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、総理令に定める衛生等級基準により衛生管理状態等が優秀な食品等の製造・加工業者、食品接客業所または集団給食所を優秀業所または模範業所として指定することができる。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.、2016.2.3.>
 - ②食品医薬品安全処長(大統領令に定めるその所属機関の長を含む)、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項により指定した優秀業所または模範業所に対して、関係公務員をして総理令に定める一定期間の間第22条による公的業務遂行・検査・回収等をさせないようにすることができるとともに、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第89条第3項第1号による営業者の衛生管理施設および衛生設備施設改善のための融資事業と同項第6号による飲食文化改善と良い献立実践のための事業について優先支援等を行うことができる。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>

- ③食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第1項により優秀業所または模範業所として指定された業者がその指定基準に達し得ないか、もしくは営業停止以上の行政処分を受けることになったときには、遅滞なくその指定を取り消さなければならない。<改正 2013.3.23.、2016.2.3.>
- ④第1項および第3項による優秀業所または模範業所の指定およびその取り消しに関する事項は、総理令に定める。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>

第47条の2(食品接客業所の衛生等級指定等) ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、食品接客業所の衛生水準を高めるために、食品接客営業者の申請を受けて食品接客業所の衛生状態を評価して衛生等級を指定することができる。

- ②食品医薬品安全処長は、第1項による食品接客業所の衛生状態評価および衛生等級指定に必要な基準および方法等を定めて告示しなければならない。
- ③食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項による衛生等 級指定の結果を公表することができる。
- ④衛生等級の指定を受けた食品接客業者は、その衛生等級を表示しなければならないと ともに、広告することができる。
- ⑤衛生等級の有効期間は、衛生等級を指定した日から2年とする。ただし、総理令に定めるところにしたがい、その期間を延長することができる。
- ⑥食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項により衛生等級の指定を受けた食品接客業者が次の各号のいずれか一に該当する場合、その指定を取り消しするか、もしくは是正を命じることができる。
- 1. 衛生等級の指定を受けた後、その基準に達しなくなった場合
- 2. 衛生等級を表示しないか、もしくは虚偽の表示・広告を行う場合
- 3. 第75条により営業停止以上の行政処分を受けた場合
- 4. その他、第1号から第3号までに準ずる事項であって、総理令に定める事項を遵守しない場合
- ⑦食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、衛生等級の指定を受けるか、もしくは受けようとする食品接客営業者に必要な技術的支援をすることができる。
- ⑧食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項により衛生等級の指定をした食品接客業所に対して第22条による公的業務遂行・検査・回収等を、総理令に定める期間の間行わないようにすることができる。

- ⑨市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第89条の食品振興基金を同条第3項第1号による営業者の衛生管理施設および衛生設備施設改善のための融資事業と同項第7号の2による食品接客業所の衛生等級指定事業を優先的に支援することができる。
- ⑩食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、衛生等級の指定に関する業務を、大統領令に定める関係専門機関もしくは団体に委託することができる。この場合、必要な予算を支援することができる。
- ⑪第1項による衛生等級とその指定の手続き、第3項による衛生等級指定結果の公表および第7項による技術的支援等に必要な事項は、総理令に定める。

[本条新設 2015.5.18.]

- 第48条(食品安全管理認証基準) ①食品医薬品安全処長は、食品の原料管理および製造・加工・調理・小分・流通のすべての過程において危害のある物質が食品に混入するか、もしくは食品が汚染されることを防止するために、各過程の危害要素を確認・評価して重点的に管理する基準(以下"食品安全管理認証基準"という)を食品別に定めて告示することができる。<改正 2011.6.7、2013.3.23、2014.5.28.>
 - ②総理令に定める食品を製造・加工・調理・小分・流通する営業者は、第1項により食品医薬品安全処長が食品別に告示した食品安全管理認証基準を遵守しなければならない。<改正 2010.1.18、2011.6.7、2013.3.23、2014.5.28.>
 - ③食品医薬品安全処長は、第2項により食品安全管理認証基準を遵守しなければならない営業者とその他、食品安全管理認証基準を遵守することを希望する営業者の業所を食品別食品安全管理認証基準適用業所(以下"食品安全管理認証基準適用業所"という)として認証することができる。この場合、食品安全管理認証基準適用業所として認証を受けた営業者がその認証を受けた事項のうち、総理令に定める事項の変更を行おうとする場合には、食品医薬品安全処長の変更認証を受けなければならない。<改正 2013.3.23、2014.5.28、2016.2.3.>
 - ④食品医薬品安全処長は、食品安全管理認証基準適用業所として認証を受けた営業者に、 総理令に定めるところにしたがい、その認証事実を証明する書類を発行しなければなら ない。第3項後段により変更認証を受けた場合にもまた同様である。<改正 2010.1.18.、 2013.3.23.、2014.5.28.、2016.2.3.>
 - ⑤食品安全管理認証基準適用業所の営業者と従業員は、総理令に定める教育訓練を受けなければならない。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.、2014.5.28.>
 - ⑥食品医薬品安全処長は、第3項により食品安全管理認証基準適用業所の認証を受ける

か、もしくは受けようとする営業者に対して、危害要素重点管理に必要な技術的・経済的支援を行うことができる。<改正 2013.3.23.、2014.5.28.>

⑦食品安全管理認証基準適用業所の認証要件・認証手続き、第5項による営業者および 従業員に対する教育実施機関、教育訓練方法・手続き、教育訓練費および第6項による 技術的・経済的支援に必要な事項は、総理令に定める。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.、

2014.5.28.>

- ⑧食品医薬品安全処長は、食品安全管理認証基準適用業所の効率的運営のために、総理令に定める食品安全管理認証基準の遵守有無等に関する調査・評価を行うことができるとともに、その結果、食品安全管理認証基準適用業所が次の各号のいずれか一に該当するとき、その認証を取り消しするか、もしくは是正を命じることができる。ただし、食品安全管理認証基準適用業所が第1号の2および第2号に該当する場合、認証を取り消さなければならない。<改正 2010.1.18、2011.6.7、2013.3.23、2014.5.28、2016.2.3.>
- 1. 食品安全管理認証基準を遵守しない場合
- 1の2. 虚偽もしくはその他の不正な方法により認証を受けた場合
- 2. 第75条により営業停止2ヶ月以上の行政処分を受けた場合
- 3. 営業者とその従業員が第5項による教育訓練を受けない場合
- 4. その他、第1号から第3号までに準ずる事項であって、総理令に定める事項を遵守しない場合
- ⑨食品安全管理認証基準適用業所でない業所の営業者は、食品安全管理認証基準適用業所という名称を使用することはできない。<改正 2014.5.28.>
- ⑩食品安全管理認証基準適用業所の営業者は、認証を受けた食品を他の業者に委託して製造・加工してはならない。ただし、委託しようとする食品と同食品について、食品安全管理認証基準適用業所として認証された業者に委託して製造・加工行おうとする場合等、大統領令に定める場合には、その限りでない。<改正 2014.5.28.>
- ①食品医薬品安全処長(大統領令に定めるその所属機関の長を含む)、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、食品安全管理認証基準適用業所に対して、関係公務員をして総理令に定める一定期間の間第22条による公的業務遂行・検査・回収等をさせないようにすることができるとともに、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第89条第3項第1号による営業者の衛生管理施設および衛生設備施設改善のための融資事業について優先支援等を行うことができる。<改正 2010.1.18、2013.3.23、2014.5.28.>
- ②食品医薬品安全処長は、食品安全管理認証基準適用業所の工程別・品目別危害要素の 分析、技術支援および認証等の業務を「韓国食品安全管理認証院の設立および運営に関

する法律」による韓国食品安全管理認証院等、大統領令に定める機関に委託することができる。<改正 2013.3.23.、2014.5.28.、2016.2.3.>

- ⑬食品医薬品安全処長は、第12項による委託機関に対して予算の範囲において使用経費の全部または一部を補助することができる。<改正 2013.3.23.>
- 四第12項による委託機関の業務等に必要な事項は、大統領令に定める。

[題目改正 2014.5.28.]

- 第48条の2(認証有効期間) ①第48条第3項による認証の有効期間は、認証を受けた日から 3年とするとともに、同項後段による変更認証の有効期間は、当初認証有効期間の残存 期間とする。
 - ②第1項による認証有効期間を延長しようとする者は、総理令に定めるところにしたがい、食品医薬品安全処長に延長申請を行わなければならない。
 - ③食品医薬品安全処長は、第2項による延長申請を受けたときには、安全管理認証基準 に適合すると認める場合、3年の範囲においてその期間を延長することができる。

[本条新設 2016.2.3.]

- 第48条の3(食品安全管理認証基準適用業所に対する調査・評価等) ①食品医薬品安全処長は、食品安全管理認証基準適用業所として認証を受けた業者に対して、食品安全管理認証基準を遵守しているかどうかと第48条第5項による教育訓練修了をしているかどうかを年1回以上調査・評価しなければならない。
 - ②食品医薬品安全処長は、第1項による調査・評価の結果、その結果が優秀な食品安全管理認証基準適用業所に対しては、第1項による調査・評価を免除する等、行政的・財政的支援を行うことができる。ただし、食品安全管理認証基準適用業所が第48条の2第1項による認証有効期間内に、この法に違反して営業の停止、許可取り消し等、行政処分を受けた場合には、第1項による調査・評価を免除してはならない。
 - ③その他、調査・評価の方法および手続き等に必要な事項は、総理令に定める。

[本条新設 2016.2.3.]

第49条(食品トレーサビリティ管理登録基準等) ①食品を製造・加工または販売する者の うち食品トレーサビリティ管理を行おうとする者は、総理令に定める登録基準を満た して該当食品を食品医薬品安全処長に登録することができる。ただし、乳幼児食製 造・加工業者、一定売上額・売り場面積以上の食品販売業者等、総理令に定める者は、食品医薬品安全処長の登録を受けなければならない。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.、2013.7.30.、2015.2.3.>

- ②第1項により登録した食品の製造・加工または販売を行う者は、食品トレーサビリティ管理に必要な記録の作成・保管および管理等に関して、食品医薬品安全処長が定めて告示する基準(以下"食品トレーサビリティ管理基準"という)を遵守しなければならない。 <改正 2013.3.23.、2013.7.30.、2015.2.3.>
- ③第1項により登録を行った者は、登録事項が変更された場合、変更理由が発生した日から1ヶ月以内に食品医薬品安全処長に申告しなければならない。<改正 2013.3.23.>
- ④第1項により登録した食品には、食品医薬品安全処長が定めて告示するところにしたがい、食品トレーサビリティ管理の表示を行うことができる。<改正 2013.3.23.>
- ⑤食品医薬品安全処長は、第1項により登録した食品を製造・加工または販売する者に対して、食品トレーサビリティ管理基準を遵守しているかどうか等を3年ごとに調査・評価しなければならない。ただし、第1項ただし書きにより登録した食品を製造・加工または販売する者に対しては2年ごとに調査・評価しなければならない。<改正2010.1.18、2013.3.23、2013.5.22、2013.7.30、2015.2.3.>
- ⑥食品医薬品安全処長は、第1項により登録を行った者に対して予算の範囲において食品トレーサビリティ管理に必要な資金を支援することができる。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>
- ⑦食品医薬品安全処長は、第1項により登録を行った自家食品トレーサビリティ管理基準を遵守しないときには、その登録を取り消すか、もしくは是正を命じることができる。 <改正 2013.3.23.>
- ⑧食品トレーサビリティ管理の登録手続き、登録事項、登録取り消し等の基準および調査・評価、その他、登録に必要な事項は、総理令に定める。<改正 2010.1.18、2013.3.23、2013.5.22、2013.7.30.>
- 第49条の2(食品トレーサビリティ管理情報の記録・保管等) ①第49条第1項により登録した者(以下この条において"登録者"という)は、食品トレーサビリティ管理基準による食品トレーサビリティ管理情報を、総理令に定めるところにしたがい、電算記録装置に記録・保管しなければならない。
 - ②登録者は、第1項による食品トレーサビリティ管理情報の記録を該当製品の流通期限等が経過した日から2年以上保管しなければならない。

③登録者は、第1項により記録・保管された情報が第49条の3第1項による食品トレーサビリティ管理システムに連係するように協力しなければならない。

[本条新設 2014.5.28.]

- 第49条の3(食品トレーサビリティ管理システムの構築等) ①食品医薬品安全処長は、食品トレーサビリティ管理システムを構築・運営して、食品トレーサビリティ管理システムと第49条の2第1項による食品トレーサビリティ管理情報が連係するようにしなければならない。
 - ②食品医薬品安全処長は、第1項により食品トレーサビリティ管理システムに連係する情報のうち、総理令に定める情報は、消費者等がインターネットホームページを通じて簡単に確認することができるようにしなければならない。
 - ③第2項による情報は、該当製品の流通期限または品質維持期限が経過した日から1年 以上確認することができるようにしなければならない。
 - ④何人も第1項に関連した情報を食品トレーサビリティ管理目的の他に使用してはならない。

[本条新設 2014.5.28.]

第50条 削除<2015.3.27.>

第8章 調理士等<改正2010.3.26.>

- 第51条(調理士) ①集団給食所運営者と、大統領令に定める食品接客業者は、調理士を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれか一に該当する場合には、調理士を置かなくてもよい。<改正 2011.6.7.、2013.5.22.>
 - 1. 集団給食所運営者または食品接客営業者自身が調理士として直接飲食物を調理する場合
 - 2.1回の給食人員が100人未満の産業体である場合
 - 3. 第52条第1項による栄養士が調理士の免許を受けた場合
 - ②集団給食所に勤務する調理士は、次の各号の職務を遂行する。<新設 2011.6.7.>
 - 1. 集団給食所における献立による調理業務[食材料の前処理から調理、配食等の全過程をいう]

- 2. 購買食品の検収支援
- 3. 給食設備および機具の衛生・安全実務
- 4. その他、調理実務に関する事項

第52条(栄養士) ①集団給食所運営者は、栄養士を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれか一に該当する場合には、栄養士を置かなくてもよい。<改正

2011.6.7., 2013.5.22.>

- 1. 集団給食所運営者自身が栄養士として直接、栄養指導を行う場合
- 2.1回の給食人員が100人未満の産業体である場合
- 3. 第51条第1項による調理士が栄養士の免許を受けた場合
- ②集団給食所に勤務する栄養士は、次の各号の職務を遂行する。<新設 2011.6.7.>
- 1. 集団給食所における献立作成、検食および配食管理
- 2. 購買食品の検収および管理
- 3. 給食施設の衛生的管理
- 4. 集団給食所の運営日誌作成
- 5. 従業員に対する栄養指導および食品衛生教育
- **第53条(調理士の免許)** ①調理士になろうとする者は「国家技術資格法」により該当機能分野の資格を得た後、特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長の免許を受けなければならない。<改正 2016.2.3.>
 - ②第1項による調理士の免許等に関して必要な事項は、総理令に定める。<改正 2010.3.26、2013.3.23.>
 - ③削除<2010.3.26.>
 - ④削除<2010.3.26.>

[題目改正 2010.3.26.]

- **第54条(欠格事由)** 次の各号のいずれか一に該当する者は、調理士免許を受けることはできない。<改正 2009.12.29、2010.3.26.>
 - 1. 「精神保健法」第3条第1号による精神疾患者。ただし、専門医が調理士として適合すると認める者は、その限りでない。
 - 2. 「感染病の予防および管理に関する法律」第2条第13号による感染疾病者。ただし、

同条第3号ク目によるB型肝炎患者は除外する。

- 3. 「麻薬類管理に関する法律」第2条第2号による麻薬やその他の薬品中毒者
- 4. 調理士免許の取り消し処分を受けて、その取り消しされた日から1年が過ぎない者

第55条(名称使用禁止) 調理士でなければ調理士という名称を使用することはできない。 <改正 2010.3.26.>

第56条(教育) ①食品医薬品安全処長は、食品衛生水準および資質の向上のために必要な場合、調理士と栄養士に教育(調理士の場合、補修教育を含む。以下この条において同様)を、受けることを命じることができる。ただし、集団給食所に従事する調理士と栄養士は、2年ごとに教育を受けなければならない。<改正 2010.1.18.、2011.6.7.、2013.3.23.>

- ②第1項による教育の対象者・実施機関・内容および方法等に関して必要な事項は、総理令に定める。<改正 2010.1.18、2013.3.23.>
- ③食品医薬品安全処長は、第1項による教育等業務の一部を、大統領令に定めるところにしたがい、関係専門機関や団体に委託することができる。 <改正 2010.1.18.、2013.3.23.>

第9章 食品衛生審議委員会

第57条(食品衛生審議委員会の設置等) 食品医薬品安全処長の諮問に応じて、次の各号の 事項を調査・審議するために、食品医薬品安全処に食品衛生審議委員会を置く。<改 正 2010.1.18、2013.3.23.>

- 1. 食中毒防止に関する事項
- 2. 農薬・重金属等、有毒・有害物質残留許容基準に関する事項
- 3. 食品等の基準と規格に関する事項
- 4. その他、食品衛生に関する重要事項

第58条(審議委員会の組織と運営) ①審議委員会は、委員長1名と副委員長2名を含む100 人以内の委員により構成する。<新設 2011.8.4.>

- ②審議委員会の委員は、次の各号のいずれか一に該当する人員のうちから、食品医薬品安全処長が任命するか、もしくは委嘱する。ただし、第3号の人員を全体委員の3分の1以上委嘱し、第2号と第4号の人員を合わせて全体委員の3分の1以上委嘱しなければならない。<新設 2011.8.4.、2013.3.23.>
- 1. 食品衛生関係公務員
- 2. 食品等に関する営業に従事する人員
- 3. 市民団体の推薦を受けた人員
- 4. 第59条による同業者組合または第64条による韓国食品産業協会(以下"食品衛生団体"という)の推薦を受けた人員
- 5. 食品衛生に関する学識と経験が豊富な人員
- ③審議委員会委員の任期は2年とするが、公務員である委員は、その職位に在職する期間中、在任する。ただし、委員が空席となった場合、その補欠委員の任期は、前任委員任期の残存期間とする。<新設 2011.8.4.>
- ④審議委員会に、食品等の国際基準および規格を調査・研究する研究委員を置くことができる。<改正 2011.8.4.>
- ⑤第4項による研究委員の業務は、次の各号のとおりである。ただし、他の法令により遂行する関連業務は除外する。<新設 2011.6.7.、2011.8.4.>
- 1. 国際食品規格委員会において提示した基準・規格の調査・研究
- 2. 国際食品規格の調査・研究に必要な外国政府、関連消費者団体および国際機構との 相互協力
- 3. 外国の食品の基準・規格に関する情報および資料等の調査・研究
- 4. その他、第1号から第3号までに準ずる事項であって、大統領令に定める事項
- ⑥この法において定めるものの他に、審議委員会の組織および運営に必要な事項は、大統領令に定める。<改正 2011.6.7.、2011.8.4.>

第10章 食品衛生団体等

第1節 同業者組合

第59条(設立) ①営業者は、営業の発展と国民保健向上のために、大統領令に定める営業または食品の種類別に同業者組合(以下"組合"という)を設立することができる。 ②組合は、法人とする。

- ③組合を設立しようとする場合には、大統領令に定めるところにしたがい、組合員資格がある者の10分の1(20名を超過するとき20名とする)以上の発起人が定款を作成して食品医薬品安全処長の設立認可を受けなければならない。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.> ④組合は、第3項による設立認可を受けた日に成立する。
- ⑤組合は、定款に定めるところにしたがい、下部組織を置くことができる。

第60条(組合の事業)組合は、次の各号の事業を行う。<改正 2010.1.18.、2011.8.4.、

2013.3.23.>

- 1. 営業の健全な発展と組合員共同の利益のための事業
- 2. 組合員の営業施設改善に関する指導
- 3. 組合員のための経営指導
- 4. 組合員とその従業員のための教育訓練
- 5. 組合員とその従業員の福祉増進のための事業
- 6. 食品医薬品安全処長が委託する調査・研究事業
- 7. 組合員の生活安定と福祉増進のための共済事業
- 8. 第1号から第5号までに規定された事業の付帯事業
- 第60条の2(組合の共済会設置・運営) ①組合は、組合員の生活安定と福祉増進を図るために、食品医薬品安全処長の認可を受けて共済会を設置して共済事業を営為することができる。<改正 2013.3.23.>
 - ②共済会の構成員(以下"共済会員"という)は、共済事業に必要な出資金を納付しなければならない。
 - ③共済会の設置認可手続き、運営等に関して必要な事項は、大統領令に定める。
 - ④組合が第1項による共済事業を行おうとするときには、共済会員の資格に関する事項、 出資金の負担基準、共済方法、共済事業に充当するための責任準備金および非常危険準 備金等、共済会の運営に関して必要な事項を含む共済規定を定めて、食品医薬品安全処 長の認可を受けなければならない。共済規定の変更を行おうとするときにもまた同様で ある。<改正 2013.3.23.>

[本条新設 2011.8.4.]

第60条の3(共済事業の内容) 共済会は、次の各号の事業を行う。

- 1. 共済会員に対する共済給付支給
- 2. 共済会員の福利・厚生向上のための事業
- 3. 基金造成のための事業
- 4. 食品衛生営業者の経営改善のための調査・研究および教育事業
- 5. 食品衛生団体等の法人への出損
- 6. 共済会の目的達成に必要な大統領令に定める収益事業

[本条新設 2011.8.4.]

- 第60条の4(共済会に対する監督) ①食品医薬品安全処長は、共済事業に対して監督上必要な場合には、その業務に関する事項を報告させるか、もしくは資料の提出を命じることができるとともに、所属公務員をして帳簿・書類、その他の物品を検査させることができる。<改正 2013.3.23.>
 - ②第1項により調査または検査を行う公務員等は、その権限を表示する証票および調査期間、調査範囲、調査担当者、関係法令等、大統領令に定める事項が記載された書類を携行し、これを関係人に提示しなければならない。<改正 2016.2.3.>
 - ③食品医薬品安全処長は、組合の共済事業の運営が適正でないか、もしくは資産状況が不良であって、共済会員等の権益を害する恐れがあると認めるときには、業務執行方法および資産預託機関の変更、価値がないと認められる資産の損失処理等、必要な措置を命じることができる。<改正 2013.3.23.>
 - ④組合が第3項の改善命令を履行しない場合、食品医薬品安全処長は、組合の役職員の 懲戒・解任を要求することができる。<改正 2013.3.23.>

[本条新設 2011.8.4.]

- 第61条(代議員会) ①組合員が500人を超過する組合は、定款に定めるところにしたがい、総会に代えることができる代議員会を置くことができる。
 - ②代議員は、組合員でなければならない。
- **第62条(「民法」の準用)** 組合に関して、この法において規定していないことに対しては 「民法」のうち社団法人に関する規定を準用する。

- **第63条(自律指導員等)** ①組合は、組合員の営業施設の改善と経営に関する指導事業等を 効率的に遂行するために自律指導員を置くことができる。
 - ②組合の管理および運営等に必要な基準は、大統領令に定める。

第2節 食品産業協会<改正2011.8.4.>

- 第64条(設立) ①食品産業の発展と食品衛生の向上のために、韓国食品産業協会(以下"協会"という)を設立する。<改正 2011.8.4.>
 - ②第1項により設立される協会は、法人とする。
 - ③協会の会員になることができる者は、営業者のうち食品または食品添加物を製造・加工・運搬・販売・保存する者およびその他、食品関連産業を運営する者とする。<改正 2011.8.4.>
 - ④協会に関して、この法において規定していないことに対しては「民法」のうち社団法人に関する規定を準用する。

第65条(協会の事業) 協会は、次の各号の事業を行う。<改正 2011.8.4.>

- 1. 食品産業に関する調査・研究
- 2. 食品および食品添加物とその原材料に対する試験・検査業務
- 3. 食品衛生と関連する教育
- 4. 営業者のうち食品や食品添加物を製造・加工・運搬・販売および保存する者の営業 施設の改善に関する指導
- 5. 会員のための経営指導
- 6. 食品安全と食品産業振興および支援・育成に関する事業
- 7. 第1号から第5号までに規定された事業の付帯事業
- **第66条(準用)** 協会に関しては、第63条第1項を準用する。この場合"組合"は"協会"と、" 組合員"は"協会の会員"と見なす。

第3節 食品安全情報院<改正2011.8.4.>

第67条(食品安全情報院の設立) ①食品医薬品安全処長の委託を受けて第49条による食品トレーサビリティ管理業務と食品安全に関する業務のうち第68条第1項各号に関する業務を効率的に遂行するために、食品安全情報院(以下"情報院"という)を置く。<改正2011.8.4.、2013.3.23.>

- ②情報院は、法人とする。<改正 2011.8.4.>
- ③情報院に関して、この法において規定されていることの他には「民法」のうち財団法人に関する規定を準用する。<改正 2011.8.4.>

[題目改正 2011.8.4.]

第68条(情報院の事業) ①情報院は、次の各号の事業を行う。<改正 2011.8.4.、

2013.3.23., 2016.2.3.>

- 1. 国内外食品安全情報の収集・分析・情報提供等
- 1の2. 食品安全政策樹立を支援するための調査・研究等
- 2. 食品安全情報の収集・分析および食品トレーサビリティ管理等のための情報システムの構築・運営等
- 3. 食品トレーサビリティ管理の登録・管理等
- 4. 食品トレーサビリティ管理に関する教育および広報
- 5. 食品事故が発生したとき、事故の迅速な原因究明と該当食品の回収・廃棄等のため の情報提供
- 6. 食品危害情報の共同活用および対応のための機関・団体・消費者団体等との協力ネットワークの構築・運営
- 7. 消費者食品安全関連申告の案内・受付・相談等のための支援
- 8. その他、食品安全情報および食品トレーサビリティ管理に関する事項であって、食品医薬品安全処長が定める事業
- ②食品医薬品安全処長は、情報院の設立・運営等に必要な費用を支援することができる。 <改正 2011.8.4.、2013.3.23.>

[題目改正 2011.8.4.]

第69条(事業計画書等の提出) ①情報院は、総理令に定めるところにしたがい、事業年度

ごとに開始前に事業計画書と予算書を食品医薬品安全処長に提出して承認を受けなければならない。<改正 2010.1.18.、2011.8.4.、2013.3.23.>

②情報院は、食品医薬品安全処長が指定する公認会計士の検査を受けた事業年度ごとの 歳入・歳出決算書を、食品医薬品安全処長に提出して承認を受けて決算を確定した後、 その結果を次の事業年度5月末までに国会に報告しなければならない。<改正 2011.8.4.、 2013.3.23.>

第70条(指導・監督等) ①食品医薬品安全処長は、情報院に対して監督上必要なときには、その業務に関する事項を報告させるか、もしくは資料の提出、その他必要な命令を行うことができ、所属公務員をしてその事務所に公的業務遂行をさせて、帳簿・書類等を検査させることができる。<改正 2011.8.4.、2013.3.23.>

②第1項により公的業務遂行・検査を行う公務員は、その権限を表示する証票および調査期間、調査範囲、調査担当者、関係法令等、大統領令に定める事項が記載された書類を携行し、これを関係人に提示しなければならない。<改正 2016.2.3.>

③情報院に対する指導・監督に関して、その他必要な事項は、総理令に定める。<改正 2010.1.18.、2011.8.4.、2013.3.23.>

第4節 削除<2016.2.3.>

第70条の2 削除<2016.2.3.>

第70条の3 削除<2016.2.3.>

第70条の4 削除<2016.2.3.>

第70条の5 削除<2016.2.3.>

第70条の6 削除<2016.2.3.>

第5節 健康危害可能栄養成分管理<新設2016.5.29.>

- 第70条の7(健康危害可能栄養成分管理) ①国家および地方自治体は、食品のナトリウム、 糖類、トランス脂肪等、栄養成分(以下"健康危害可能栄養成分"という)の過剰摂取によ る国民保健上の危害を予防するために努力しなければならない。
 - ②食品医薬品安全処長は、関係中央行政機関の長と協議して健康危害可能栄養成分管理技術の開発・普及、適正摂取のための実践方法の教育・広報等を実施しなければならない。
 - ③健康危害可能栄養成分の種類は、大統領令に定める。

[本条新設 2016.5.29.]

- 第70条の8(健康危害可能栄養成分管理主管機関の設立・指定) ①食品医薬品安全処長は、健康危害可能栄養成分管理のために、次の各号の事業を主管して遂行する機関(以下"主管機関"という)を設立するか、もしくは健康危害可能栄養成分管理と関連した事業を行う機関・団体または法人を主管機関として指定することができる。
 - 1. 健康危害可能栄養成分の適正摂取実践方法の教育・広報および国民参加の誘導
 - 2. 健康危害可能栄養成分の含有量モニタリングおよび情報提供
 - 3. 健康危害可能栄養成分を減らした給食と外食、加工食品の生産および購買活性化
 - 4. 健康危害可能栄養成分の管理実践事業場の運営支援
 - 5. その他、食品医薬品安全処長が必要であると認める健康危害可能栄養成分の管理事業
 - ②食品医薬品安全処長は、主管機関に対して予算の範囲において設立・運営および第1項各号の事業を遂行するのに必要な経費の全部または一部を支援することができる。
 - ③第1項により設立される主管機関は、法人とする。
 - ④第1項により設立される主管機関に関して、この法において規定されたものを除外しては「民法」のうち財団法人に関する規定を準用する。
 - ⑤食品医薬品安全処長は、第1項により指定された主管機関が次の各号のいずれか一に 該当する場合、指定を取り消しすることができる。ただし、第1号に該当する場合には、 指定を取り消ししなければならない。

- 1. 虚偽もしくはその他の不正な方法により指定を受けた場合
- 2. 第6項による指定基準に適合しなくなった場合
- ⑥主管機関の設立、指定および指定取り消しの基準・手続き等に必要な事項は、大統領 令に定める。

[本条新設 2016.5.29.]

第70条の9(事業計画書等の提出)主管機関は、総理令に定めるところにしたがい、前年度の事業実績報告書と当該年度の事業計画書を作成して食品医薬品安全処長に提出しなければならない。ただし、第70条の8第1項により指定された主管機関の場合、同項各号の事業遂行に関連する事項に限定する。

[本条新設 2016.5.29.]

- 第70条の10(指導・監督等) ①食品医薬品安全処長は、主管機関に対して監督上必要なときには、その業務に関する事項を報告させるか、もしくは資料の提出、その他必要な命令を行うことができる。ただし、第70条の8第1項により指定された主管機関に対する指導・監督は、同項各号の事業遂行に関連する事項に限定する。
 - ②主管機関に対する指導・監督に関して、その他必要な事項は、総理令に定める。

[本条新設 2016.5.29.]

第11章 是正命令と許可取り消し等、行政制裁

- 第71条(是正命令) ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第3 条による食品等の衛生的取り扱いに関する基準に適合せず営業する者とこの法を遵守 しない者には必要な是正を命じなければならない。<改正 2013.3.23.>
 - ②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項の是正命令を行った場合には、その営業を管轄する官署の長にその内容を通知して是正命令が履行されるように協力を要請することができる。<改正 2013.3.23.>
 - ③第2項により要請を受けた関係機関の長は、正当な理由がなければ、これに応じなければならないとともに、その措置結果を遅滞なく要請した機関の長に通知しなければならない。<新設 2011.6.7.>

- 第72条(廃棄処分等) ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、営業者(「輸入食品安全管理特別法」第15条により登録した輸入食品等輸入・販売業者を含む。以下この条において同様)が第4条から第6条まで、第7条第4項、第8条、第9条第4項、第10条第2項、第12条の2第2項または第13条に違反した場合には、関係公務員にその食品等を差し押さえまたは廃棄させるか、もしくは用途・処理方法等を定めて営業者に危害をなくす措置を行うように命じなければならない。<改正 2011.6.7、2013.3.23、2015.2.3.>
 - ②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第37条第1項、第4項または第5項に違反して許可受けないか、もしくは申告または登録を行わずに製造・加工・調理した食品または食品添加物もしくは、ここに使用した機具または容器・包装等を、関係公務員に差し押さえさせるか、もしくは廃棄させることができる。<改正2011.6.7、2013.3.23.>
 - ③食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、食品衛生上の危害が発生するか、もしくは発生する恐れがある場合には、営業者に流通中である該当食品等を回収・廃棄させるか、もしくは該当食品等の原料、製造方法、成分または、その配合比率を変更することを命じることができる。<改正 2013.3.23.>
 - ④第1項および第2項による差し押さえもしくは廃棄を行う公務員は、その権限を表示する証票および調査期間、調査範囲、調査担当者、関係法令等、大統領令に定める事項が記載された書類を携行し、これを関係人に提示しなければならない。<改正2016.2.3.>
 - ⑤第1項および第2項による差し押さえまたは廃棄に必要な事項と第3項による回収・廃棄対象食品等の基準等は、総理令に定める。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>
 - ⑥食品医薬品安全処長、市・道知事および市長・郡守・区庁長は、第1項により廃棄処分命令を受けた者がその命令を履行しない場合には「行政代執行法」により代執行を行い、その費用を命令違反者から徴収することができる。<改正 2013.3.23.>
- 第73条(危害食品等の公表) ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁 長は、次の各号のいずれか一に該当する場合には、該当営業者に対して、その事実の 公表を命じることができる。ただし、食品衛生に関する危害が発生した場合には、公 表を命じなければならない。<改正 2013.3.23.>
 - 1. 第4条から第6条まで、第7条第4項、第8条または第9条第4項等に違反して、食品衛生に関する危害が発生したと認められるとき

- 2. 第45条第1項による回収計画の報告を受けたとき
- ②第1項による公表方法等、公表に関して必要な事項は、大統領令に定める。
- 第74条(施設改修命令等) ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、営業施設が第36条による施設基準に適合しない場合には、期間を定めてその営業者に施設を改修することを命じることができる。<改正 2013.3.23.>
 - ②建築物の所有者と営業者等が異なる場合、建築物の所有者は、第1項による施設改修 命令を受けた営業者等が施設を改修することに最大限協力しなければならない。
- 第75条(許可取り消し等) ①食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、営業者が次の各号のいずれか一に該当する場合には、大統領令に定めるところにしたがい、営業許可または登録を取り消しするか、もしくは6ヶ月以内の期間を定めてその営業の全部または一部を停止するか、もしくは営業所閉鎖(第37条第4項により申告した営業のみ該当する。以下この条において同様)を命じることができる。<改正 2010.2.4、2011.6.7、2013.3.23、2013.7.30、2014.5.28、

2015.5.18., 2016.2.3.>

- 1. 第4条から第6条まで、第7条第4項、第8条、第9条第4項、第10条第2項、第11条第2項、第11条の2または第12条の2第2項に違反した場合
- 2. 第13条第1項に違反した場合
- 3. 第17条第4項に違反した場合
- 4. 削除<2015.2.3.>
- 4の2. 削除<2015.2.3.>
- 5. 第31条第1項および第3項に違反した場合
- 6. 第36条に違反した場合
- 7. 第37条第1項後段、第3項、第4項後段および第6項に違反するか、もしくは同条第2項 による条件に違反した場合
- 7の2. 第37条第5項による変更登録を行わないか、もしくは同項ただし書きに違反した場合
- 8. 第38条第1項第8号に該当する場合
- 9. 第40条第3項に違反した場合
- 10. 第41条第5項に違反した場合
- 11. 削除<2016.2.3.>

- 12. 第43条による営業制限に違反した場合
- 13. 第44条第1項・第2項および第4項に違反した場合
- 14. 第45条第1項前段による回収措置を行わない場合
- 14の2. 第45条第1項後段による回収計画を報告しないか、もしくは虚偽の報告をした場合
- 15. 第48条第2項による食品安全管理認証基準を遵守しない場合
- 15の2. 第49条第1項ただし書きによる食品トレーサビリティ管理を登録しない場合
- 16. 第51条第1項に違反した場合
- 17. 第71条第1項、第72条第1項・第3項、第73条第1項または第74条第1項(第88条により準用される第71条第1項、第72条第1項・第3項または第74条第1項を含む)による命令に違反した場合
- 18. 「売春斡旋等行為の処罰に関する法律」第4条による禁止行為を行った場合
- ②食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、営業者が第1項による営業停止命令に違反して営業を継続するとき、営業許可または登録を取り消しするか、もしくは営業所閉鎖を命じることができる。<改正 2011.6.7.、

2013.3.23., 2016.2.3.>

③食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれか一に該当する場合には、営業許可または登録を取り消すか、もしくは営業所閉鎖を命じることができる。<改正 2011.6.7.、2013.3.23.、2013.6.7.、2016.2.3.>

1. 営業者が正当な理由なく6ヶ月以上継続して休業する場合

- 2. 営業者(第37条第1項により営業許可を受けた者のみ該当する)が事実上廃業して「付加価値税法」第8条により管轄税務署長に廃業申告を行うか、もしくは管轄税務署長が事業者登録を抹消した場合
- ④食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、第3項第2号の理由により営業許可を取り消しするために必要な場合、管轄税務署長に営業者の廃業の有無に対する情報提供を要請することができる。この場合、要請を受けた管轄税務署長は「電子政府法」第39条により営業者の廃業の有無に対する情報を提供する。<新設 2015.3.27.、2016.2.3.>
- ⑤第1項および第2項による行政処分の細部基準は、その違反行為の類型と違反程度等を考慮して、総理令に定める。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.、2015.3.27.>

- 第76条(品目製造停止等) ①食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長は、営業者が次の各号のいずれか一に該当するとき、大統領令に定めるところにしたがい、該当品目または品目類(第7条または第9条により定められた食品等の基準および規格のうち同一の基準および規格を適用されて製造・加工されるすべての品目をいう。以下同様)に対して、期間を定めて6ヶ月以内の製造停止を命じることができる。<改正 2011.6.7、2013.3.23、2016.2.3.>
 - 1. 第7条第4項に違反した場合
 - 2. 第9条第4項に違反した場合
 - 3. 第10条第2項に違反した場合
 - 3の2. 第12条の2第2項に違反した場合
 - 4. 第13条第1項に違反した場合
 - 5. 第31条第1項に違反した場合
 - ②第1項による行政処分の細部基準は、その違反行為の類型と違反程度等を考慮して、 総理令に定める。<改正 2010.1.18、2013.3.23.>

第77条(営業許可等の取り消し要請)①食品医薬品安全処長は「畜産物衛生管理法」、

「水産業法」または「酒税法」により許可または免許を受けた者が第4条から第6条までまたは第7条第4項に違反した場合には、該当許可または免許業務を管轄する中央行政機関の長に、次の各号の措置を行うように要請することができる。ただし、酒類は「保健犯罪取り締まりに関する特別措置法」第8条による有害等の基準に該当する場合に限定する。<改正 2010.1.18.、2010.5.25.、2013.3.23.>

- 1. 許可または免許の全部または一部取り消し
- 2. 一定期間の営業停止
- 3. その他、衛生上必要な措置
- ②第1項により営業許可等の取り消し要請を受けた関係中央行政機関の長は、正当な理由がなければ、これに従わなければならないとともに、その措置の結果を遅滞なく食品医薬品安全処長に通知しなければならない。<改正 2011.6.7、2013.3.23.>
- 第78条(行政制裁処分効果の継承)営業者が営業を譲渡するか、もしくは法人が合併される場合には、第75条第1項各号、同条第2項または第76条第1項各号に違反した理由により従来の営業者に行った行政制裁処分の効果は、その処分期間が終了した日から1年

間、譲受人もしくは合併後に存続する法人に継承されるとともに、行政制裁処分手続きが進行中である場合には、譲受人もしくは合併後に存続する法人に対して行政制裁処分手続きを継続することができる。ただし、譲受人もしくは合併後に存続する法人が譲り受けるか、もしくは合併するときに、その処分または違反の事実を知ることができなかったことを証明するときには、その限りでない。

- 第79条(閉鎖措置等) ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第37条第1項、第4項または第5項に違反して許可を受けないか、もしくは申告または登録せずに営業を行う場合または第75条第1項または第2項により許可または登録が取り消しになるか、もしくは営業所閉鎖命令を受けた後にも継続して営業をする場合には、該当営業所を閉鎖するために、関係公務員に次の各号の措置をさせることができる。<改正 2011.6.7、2013.3.23.>
 - 1. 該当営業所の看板等、営業表示物の除去もしくは削除
 - 2. 該当営業所が適法な営業所でないことを知らせる掲示文等の貼付
 - 3. 該当営業所の施設と営業に使用する機具等を使用することができなくする封印
 - ②食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項第3号により封印した後、封印を継続する必要がないか、もしくは該当営業を行う者またはその代理人が該当営業所の閉鎖を約束するか、もしくはその他正当な理由を聞き入れて封印の解除を要請する場合には、封印を解除することができる。第1項第2号による掲示文等の場合にもまた同様である。<改正 2013.3.23.>
 - ③食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項による措置を行おうとするには、該当営業を行う者またはその代理人に文書によりあらかじめ通知しなければならない。ただし、切迫した理由があれば、その限りでない。<改正 2013.3.23.> ④第1項による措置は、その営業を行うことができなくするのに必要な最小限の範囲にとどめなければならない。
 - ⑤第1項の場合、関係公務員は、その権限を表示する証票および調査期間、調査範囲、調査担当者、関係法令等、大統領令に定める事項が記載された書類を携行し、これを関係人に提示しなければならない。<改正 2016.2.3.>
- 第80条(免許取り消し等) ①食品医薬品安全処長または特別自治市長・特別自治道知事・ 市長・郡守・区庁長は、調理士が次の各号のいずれか一に該当するとき、その免許を

取り消しするか、もしくは6ヶ月以内の期間を定めて業務停止を命じることができる。 ただし、調理士が第1号または第5号に該当する場合、免許を取り消さなければならない。<改正 2010.1.18、2010.3.26、2013.3.23、2016.2.3.>

- 1. 第54条各号のいずれか一に該当することになった場合
- 2. 第56条による教育を受けない場合
- 3. 食中毒もしくはその他衛生と関連する重大な事故の発生において職務上の責任がある場合
- 4. 免許を他人に貸与して使用させた場合
- 5. 業務停止期間中に調理士の業務を行う場合
- ②第1項による行政処分の細部基準は、その違反行為の類型と違反程度等を考慮して、 総理令に定める。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>
- **第81条(聴聞)** 食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、次の各号のいずれか一に該当する処分を行おうとするときには、聴聞を行わなければならない。<改正 2011.6.7.、2013.3.23.、2014.5.28.>
 - 1. 削除<2015.2.3.>
 - 1の2. 削除<2013.7.30.>
 - 2. 第48条第8項による食品安全管理認証基準適用業所の認証取り消し
 - 3. 第75条第1項から第3項までの規定による営業許可または登録の取り消しもしくは営業所の閉鎖命令
 - 4. 第80条第1項による免許の取り消し
- 第82条(営業停止等の処分に代えて賦課する課徴金処分) ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、営業者が第75条第1項各号または第76条第1項各号のいずれか一に該当する場合には、大統領令に定めるところにしたがい、営業停止、品目製造停止または品目類製造停止処分に代えて、10億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。ただし、第6条に違反して第75条第1項に該当する場合と第4条、第5条、第7条、第10条、第12条の2、第13条、第37条、第43条および第44条に違反して第75条第1項または第76条第1項に該当する重大な事項であって、総理令に定める場合は除外する。<改正 2010.1.18、2011.6.7、2013.3.23、2016.2.3.>
 - ②第1項による課徴金を賦課する違反行為の種類・程度等による課徴金の金額とその他

必要な事項は、大統領令に定める。

- ③食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、課徴金を徴収するために必要な場合には、次の各号の事項を記した文書により管轄税務署の長に課税情報提供を要請することができる。<改正 2013.3.23.>
- 1. 納税者の人的事項
- 2. 使用目的
- 3. 課徴金賦課基準となる売上金額
- ④食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第1項による課徴金を期限内に納付しないときには、大統領令に定めるところにしたがい、第1項による課徴金賦課処分を取り消しして第75条第1項または第76条第1項による営業停止または製造停止処分を行うか、もしくは国税滞納処分の例または「地方税外収入金の徴収等に関する法律」にしたがい、徴収する。ただし、次の各号のいずれか一に該当する場合には、国税滞納処分の例または「地方税外収入金の徴収等に関する法律」にしたがい、徴収する。<改正 2011.6.7.、2013.3.23.、2013.7.30.、2013.8.6.>
- 1. 削除<2013.7.30.>
- 2. 第37条第3項、第4項および第5項による廃業等により第75条第1項または第76条第1項による営業停止または製造停止処分を行うことができない場合
- ⑤第1項および第4項ただし書きにより徴収した課徴金のうち、食品医薬品安全処長が 賦課・徴収した課徴金は、国家に帰属し、市・道知事が賦課・徴収した課徴金は、市・ 道の食品振興基金(第89条による食品振興基金をいう。以下この項において同様)に帰属 するとともに、市長・郡守・区庁長が賦課・徴収した課徴金は、市・道と市・郡・区の 食品振興基金に帰属する。この場合、市・道および市・郡・区に帰属させる方法等は、 大統領令に定める。<改正 2013.3.23.>
- ⑥市・道知事は、第91条により第1項による課徴金を賦課・徴収する権限を、市長・郡 守・区庁長に委任した場合には、それに必要な経費を、大統領令に定めるところにした がい、市長・郡守・区庁長に交付することができる。
- 第83条(危害食品等の販売等による課徴金賦課等) ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、危害食品等の販売等禁止に関する第4条から第6条までの規定、第8条または第13条に違反した場合、次の各号のいずれか一に該当する者に対して、その者が販売した該当食品等の小売価格に相当する金額を課徴金として賦課する。<改正 2011.6.7、2013.3.23、2013.7.30.>

- 1. 第4条第2号・第3号および第5号から第7号までの規定に違反して第75条により営業 停止2ヶ月以上の処分、営業許可および登録の取り消しまたは営業所の閉鎖命令を受 けた者
- 2. 第5条、第6条または第8条に違反して第75条により営業許可および登録の取り消し または営業所の閉鎖命令を受けた者
- 3. 第13条第1項第1号に違反して第75条により営業停止2ヶ月以上の処分、営業許可および登録の取り消しまたは営業所の閉鎖命令を受けた者
- ②第1項による課徴金の算出金額は、大統領令に定めるところにしたがい、決定して賦課する。
- ③第2項により賦課された課徴金を期限内に納付しない場合、または第37条第3項、第4項および第5項により廃業した場合には、国税滞納処分の例または「地方税外収入金の徴収等に関する法律」にしたがい、徴収する。<改正 2011.6.7、2013.8.6.>
- ④第2項により賦課した課徴金の帰属、帰属比率および徴収手続き等に対しては、第82 条第3項・第5項および第6項を準用する。
- 第84条(違反事実公表) 食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第72条、第75条、第76条、第79条、第82条または第83条により行政処分が確定した営業者に対する処分内容、該当営業所と食品等の名称等、処分と関連する営業情報を、大統領令に定めるところにしたがい、公表しなければならない。<改正2013.3.23.>

第12章 補則

- **第85条(国庫補助)** 食品医薬品安全処長は、予算の範囲において次の経費の全部または一部を補助することができる。<改正 2010.1.18.、2011.8.4.、2013.3.23.>
 - 1. 第22条第1項(第88条において準用する場合を含む)による回収にかかる経費
 - 2. 削除<2013.7.30.>
 - 3. 組合において実施する教育訓練にかかる経費
 - 4. 第32条第1項による食品衛生監視員と第33条による消費者食品衛生監視員運営にか かる経費
 - 5. 情報院の設立・運営にかかる経費

- 6. 第60条第6号による調査・研究事業にかかる経費
- 7. 第63条第1項(第66条において準用する場合を含む)による組合または協会の自律指導員運営にかかる経費
- 8. 第72条(第88条において準用する場合を含む)による廃棄にかかる経費
- 第86条(食中毒に関する調査報告) ①次の各号のいずれか一に該当する者は、遅滞なく管轄市長(「済州特別自治道設置および国際自由都市造成のための特別法」による行政市長を含む。以下この条において同様)・郡守・区庁長に報告しなければならない。この場合、医師もしくは漢方医師は、大統領令に定めるところにしたがい、食中毒患者や食中毒が疑われる者の血液または排泄物を保管するのに必要な措置を行わなければならない。<改正 2013.5.22.>
 - 1. 食中毒患者もしくは食中毒が疑われる者を診断するか、もしくはその死体を検案した医師または漢方医師
 - 2. 集団給食所において提供した食品等に起因して食中毒患者や食中毒と疑われる症状 を示す者を発見した集団給食所の設置・運営者
 - ②市長・郡守・区庁長は、第1項による報告を受けたときには、遅滞なくその事実を食品医薬品安全処長および市・道知事に報告し、大統領令に定めるところにしたがい、原因を調査して、その結果を報告しなければならない。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.、2013.5.22.>
 - ③食品医薬品安全処長は、第2項による報告の内容が国民保健上重大であると認める場合には、該当市・道知事または市長・郡守・区庁長と合同により原因を調査することができる。<新設 2013.5.22.>
 - ④食品医薬品安全処長は、食中毒発生の原因を究明するために、食中毒が疑われる患者が発生した原因施設等に対する調査手続きと試験・検査等に必要な事項を定めることができる。<改正 2013.3.23、2013.5.22.>
- 第87条(食中毒対策協議機構設置) ①食品医薬品安全処長は、食中毒発生の効率的な予防 および拡散防止のために、教育部、農林畜産食品部、保健福祉部、環境部、海洋水産 部、食品医薬品安全処、市・道等、関連機関により構成された食中毒対策協議機構を 設置・運営しなければならない。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>
 - ②第1項による食中毒対策協議機構の構成と細部的な運営事項等は、大統領令に定める。

- 第88条(集団給食所) ①集団給食所を設置・運営を行おうとする者は、総理令に定めるところにしたがい、特別自治市長・特別自治道知事・市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。<改正 2010.1.18、2013.3.23、2016.2.3.>
 - ②集団給食所を設置・運営する者は、集団給食所施設の維持・管理等、給食を衛生的に管理するために、次の各号の事項を遵守しなければならない。<改正 2010.1.18.、
 - 1. 食中毒患者が発生しないように衛生管理を徹底すること
 - 2. 調理・提供した食品の毎回1人分の分量を、総理令に定めるところにしたがい、144 時間以上保管すること
 - 3. 栄養士を置いている場合、その業務を妨害しないこと
 - 4. 栄養士を置いている場合、栄養士が集団給食所の衛生管理のために要請する事項に 対しては、正当な理由がなければ従うこと
 - 5. その他、食品等の衛生的管理のために必要であると総理令に定める事項を遵守する こと
 - ③集団給食所に関しては、第3条から第6条まで、第7条第4項、第8条、第9条第4項、第10条第2項、第22条、第40条、第41条、第48条、第71条、第72条および第74条を準用する。
 - ④集団給食所の施設基準とその他運営に関する事項は、総理令に定める。<改正 2010.1.18、2013.3.23.>
- 第89条(食品振興基金) ①食品衛生と国民の栄養水準向上のための事業を行うのに必要な 財源に充当するために市・道および市・郡・区に、食品振興基金(以下"基金"という)を 設置する。
 - ②基金は、次の各号の財源により造成する。
 - 1. 食品衛生団体の出捐金

2013.3.23.>

- 2. 第82条、第83条および「健康機能食品に関する法律」第37条により徴収した課徴金
- 3. 基金運用から生じる収益金
- 4. その他、大統領令に定める収入金
- ③基金は、次の各号の事業に使用する。<改正 2010.3.26.、2015.5.18.、2016.12.2.>
- 1. 営業者(「健康機能食品に関する法律」による営業者を含む)の衛生管理施設および衛

生設備施設改善のための融資事業

- 2. 食品衛生に関する教育・広報事業(消費者団体の教育・広報支援を含む)と消費者食品 衛生監視員の教育・活動支援
- 3. 食品衛生と「国民栄養管理法」による栄養管理(以下"栄養管理"という)に関する調査・研究事業
- 4. 第90条による褒賞金支給支援
- 4の2. 「公益申告者保護法」第29条第2項により地方自治体が負担する補償金(この法および「健康機能食品に関する法律」違反行為に関する申告を原因とする補償金に限定する)償還額の支援
- 5. 食品衛生に関する教育・研究機関の育成および支援
- 6. 飲食文化の改善と良い献立実践のための事業支援
- 7. 集団給食所(委託により運営される集団給食所のみ該当する)の給食施設改修・補修のための融資事業
- 7の2. 第47条の2による食品接客業所の衛生等級指定事業支援
- 8. その他、大統領令に定める食品衛生、栄養管理、食品産業振興および健康機能食品 に関する事業
- ④基金は、市・道知事および市長・郡守・区庁長が管理・運用するが、それに必要な事項は、大統領令に定める。
- 第90条(褒賞金支給) ①食品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長は、この法に違反する行為を申告した者に、申告内容別に1千万ウォンまで褒賞金を与えることができる。<改正 2013.3.23.>
 - ②第1項による褒賞金支給の基準・方法および手続き等に関して必要な事項は、大統領令に定める。
- 第90条の2(情報公開) ①食品医薬品安全処長は、保有・管理している食品等の安全に関する情報のうち国民が知らなければならない必要があると認める情報に対しては、「公共機関の情報公開に関する法律」で許容する範囲においてこれを国民に提供するように努力しなければならない。<改正 2013.3.23.>
 - ②第1項により提供される情報の範囲、提供方法および手続き等に必要な事項は、大統領令に定める。

[本条新設 2011.8.4.]

第90条の3(食品安全管理業務評価) ①食品医薬品安全処長は、食品安全管理業務遂行実績が優秀な市・道または市・郡・区に表彰授与、褒賞金支給等の措置を行うために、市・道および市・郡・区において遂行する食品安全管理業務を評価することができる。

②第1項による評価基準・方法等に関して必要な事項は、総理令に定める。

[本条新設 2016.2.3.]

第91条(権限の委任) この法による食品医薬品安全処長の権限は、大統領令に定めるところにしたがい、その一部を市・道知事または地方食品医薬品安全庁長に、市・道知事の権限は、その一部を市長・郡守・区庁長または保健所長に、それぞれ委任することができる。<改正 2010.1.18.、2013.3.23.>

第92条(手数料) 次の各号のいずれか一に該当する者は、総理令に定める手数料を支払わなければならない。<改正 2010.1.18.、2010.3.26.、2011.6.7.、2013.3.23.、

2013.7.30., 2014.5.28., 2016.2.3., 2016.12.2.>

- 1. 第7条第2項または第9条第2項による基準と規格の認定を申請する者
- 1の2. 第7条の3第2項による農薬および動物用医薬品の残留許容基準設定を要請する者
- 1の3. 第12条の3による表示・広告の審議を申請する者
- 2. 第18条による安全性審査を受ける者
- 3. 削除<2015.2.3.>
- 3の2. 削除<2015.2.3.>
- 3の3. 第23条第2項による再検査を要請する者
- 4. 削除<2013.7.30.>
- 5. 第37条による許可を受けるか、もしくは申告または登録を行う者
- 6. 第48条第3項(第88条において準用する場合を含む)による食品安全管理認証基準適 用業所認証または変更認証を申請する者
- 6の2. 第48条の2第2項による食品安全管理認証基準適用業所認証有効期間の延長申請 を行う者
- 7. 第49条第1項による食品トレーサビリティ管理のための登録を申請する者

- 8. 第53条による調理士免許を受ける者
- 9. 第88条による集団給食所の設置・運営を申告する者

第13章 罰則

第93条(罰則) ①次の各号のいずれか一に該当する疾病に罹病した動物を使用して、販売することを目的として食品または食品添加物を製造・加工・輸入または調理した者は3年以上の懲役に処する。<改正 2011.6.7.>

- 1. 牛海綿状脳症(狂牛病)
- 2. 炭疽病
- 3. 家禽インフルエンザ
- ②次の各号のいずれか一に該当する原料または成分等を使用して、販売することを目的として食品または食品添加物を製造・加工・輸入または調理した者は、1年以上の懲役に処する。<改正 2011.6.7.>
- 1. 麻黄
- 2. 附子
- 3. 川鳥
- 4. 草烏
- 5. 白附子
- 6. 蟾酥
- 7. 白鮮皮
- 8. ヒヨス
- ③第1項および第2項の場合、製造・加工・輸入・調理した食品または食品添加物を販売したときには、その小売価格の2倍以上5倍以下に該当する罰金を併科する。<改正2011.6.7.>
- ④第1項または第2項の罪により刑の宣告を受け、その刑が確定した後5年以内に再び第1項または第2項の罪を犯した者が第3項に該当する場合、第3項において定めた刑の2倍まで加重する。<新設2013.7.30.>
- **第94条(罰則)** ①次の各号のいずれか一に該当する者は、10年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金に処するか、もしくはこれを併科することができる。<改正

2013.7.30., 2014.3.18.>

- 1. 第4条から第6条まで(第88条において準用する場合を含み、第93条第1項および第3項に該当する場合は除外する)に違反した者
- 2. 第8条(第88条において準用する場合を含む)に違反した者
- 2の2. 第13条第1項第1号に違反した者
- 3. 第37条第1項に違反した者
- ②第1項の罪により刑の宣告を受け、その刑が確定した後5年以内に再び第1項の罪を犯した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。<新設 2013.7.30.、2016.2.3.>
- ③第2項の場合、その該当食品または食品添加物を販売したときには、その小売価格の 4倍以上10倍以下に該当する罰金を併科する。<新設 2013.7.30.>
- **第95条(罰則)** 次の各号のいずれか一に該当する者は、5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金に処するか、もしくはこれを併科することができる。<改正 2013.7.30.、2015.2.3.、2016.2.3.>
 - 1. 第7条第4項(第88条において準用する場合を含む)、第9条第4項(第88条において準用する場合を含む)または第13条第1項第2号から第5号までの規定に違反した者
 - 2. 削除<2013.7.30.>
 - 2の2. 第37条第5項に違反した者
 - 3. 第43条による営業制限に違反した者
 - 3の2. 第45条第1項前段に違反した者
 - 4. 第72条第1項·第3項(第88条において準用する場合を含む)または第73条第1項による 命令に違反した者
 - 5. 第75条第1項による営業停止命令に違反して営業を継続した者(第37条第1項による 営業許可を受けた者のみ該当する)
- **第96条(罰則)** 第51条または第52条に違反した者は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処するか、もしくはこれを併科することができる。
- **第97条(罰則)** 次の各号のいずれか一に該当する者は、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処する。<改正 2010.1.18.、2011.6.7.、2013.3.23.、2013.7.30.、2015.2.3.、2015.3.27.、2016.2.3.>

- 第10条第2項(第88条において準用する場合を含む)、第12条の2第2項、第17条第4項、 第31条第1項・第3項、第37条第3項・第4項、第39条第3項、第48条第2項・第10項、 第49条第1項ただし書きまたは第55条に違反した者
- 2. 第22条第1項(第88条において準用する場合を含む)または第72条第1項・第2項(第88 条において準用する場合を含む)による検査・公的業務遂行・回収・差し押さえ・廃棄 を拒否・妨害または忌避した者
- 3. 削除<2015.2.3.>
- 4. 第36条による施設基準に適合させられない営業者
- 5. 第37条第2項による条件に適合させられない営業者
- 6. 第44条第1項により営業者が遵守しなければならない事項を遵守しない者。ただし、 総理令に定める軽微な事項に違反した者は除外する。
- 7. 第75条第1項による営業停止命令に違反して継続して営業した者(第37条第4項または第5項により営業申告または登録を行った者のみ該当する)または同条第1項および 第2項による営業所閉鎖命令に違反して営業を継続した者
- 8. 第76条第1項による製造停止命令に違反した者
- 9. 第79条第1項により関係公務員が付着した封印または掲示文等をむやみに除去するか、もしくは毀損させた者
- **第98条(罰則)** 次の各号のいずれか一に該当する者は、1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する。<改正 2011.6.7.、2014.3.18.>
 - 1. 第44条第3項に違反して接客行為を行うか、もしくは他の者にその行為を斡旋した者
 - 2. 第46条第1項に違反して消費者から異物発見の申告を受け付け、これを虚偽報告した 者
 - 3. 異物の発見を虚偽申告した者
 - 4. 第45条第1項後段に違反して報告をしないか、もしくは虚偽報告した者

第99条 削除<2013.7.30.>

第100条(両罰規定) 法人の代表者もしくは法人または個人の代理人、使用人、その他、 従業員がその法人または個人の業務に関して第93条第3項または第94条から第97条ま でのいずれか一に該当する違反行為をしたとき、その行為者を罰する他に、その法人 または個人にも該当条文の罰金刑を科し、第93条第1項の違反行為をしたとき、その 法人または個人に対しても1億5千万ウォン以下の罰金に処するとともに、第93条第2 項の違反行為をしたとき、その法人または個人に対しても5千万ウォン以下の罰金に処 する。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相 当な注意と監督を怠っていない場合には、その限りでない。

- **第101条(過怠金)** ①次の各号のいずれか一に該当する者には、1千万ウォン以下の過怠金 を賦課する。<改正 2015.5.18.>
 - 1. 第11条第2項に違反して栄養表示基準を遵守しない者
 - 1の2. 第11条の2に違反してナトリウム含有量比較表示を行わないか、もしくは比較表示基準および方法を遵守しない者
 - 2. 削除<2010.2.4.>
 - ②次の各号のいずれか一に該当する者には、500万ウォン以下の過怠金を賦課する。< 改正 2011.6.7.>
 - 1. 第3条・第40条第1項および第3項(第88条において準用する場合を含む)、第41条第1項および第5項(第88条において準用する場合を含む)または第86条第1項に違反した者
 - 1の2. 削除<2015.2.3.>
 - 1の3. 第19条の4第2項に違反して検査期限内に検査を受けないか、もしくは資料等を提出しない営業者
 - 1の4. 削除<2016.2.3.>
 - 2. 削除<2015.3.27.>
 - 3. 第37条第6項に違反して報告をしないか、もしくは虚偽の報告をした者
 - 4. 第42条第2項に違反して報告をしないか、もしくは虚偽の報告をした者
 - 5. 削除<2011.6.7.>
 - 6. 第48条第9項(第88条において準用する場合を含む)に違反した者
 - 7. 第56条第1項に違反して教育を受けない者
 - 8. 第74条第1項(第88条において準用する場合を含む)による命令に違反した者
 - 9. 第88条第1項に違反して申告を行わないか、もしくは虚偽の申告をした者
 - 10. 第88条第2項に違反した者
 - ③次の各号のいずれか一に該当する者には、300万ウォン以下の過怠金を賦課する。< 改正 2010.1.18、2013.3.23、2014.5.28、2016.2.3.>

- 1. 削除<2013.7.30.>
- 3. 第46条第1項に違反して消費者から異物発見申告を受けて報告しない者
- 4. 第49条第3項に違反して食品トレーサビリティ管理登録事項が変更された場合、変更 理由が発生した日から1ヶ月以内に申告しない者
- 5. 第49条の3第4項に違反して食品トレーサビリティ管理情報を目的の他に使用した者 ④第1項から第3項までの規定による過怠金は、大統領令に定めるところにしたがい、食 品医薬品安全処長、市・道知事または市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。<改正 2013.3.23.>
- 第102条(過怠金に関する規定適用の特例) 第101条の過怠金に関する規定を適用する場合、第82条により課徴金を賦課した行為に対しては過怠金を賦課することはできない。ただし、第82条第4項本文により課徴金賦課処分を取り消しして営業停止または製造停止処分を行った場合には、その限りでない。

付則<第14476号、2016.12.27.>

- **第1条**(施行日)この法は、公布後3ヶ月が経過した日から施行する。<ただし書き省略> **第2条**および第3条省略
- 第4条(他の法律の改正)①から⑩まで省略
 - ③食品衛生法の一部を次のとおり改正する。
 - 第39条第2項第3号のうち"「地方税基本法」"を"「地方税徴収法」"とする。
 - ②から<65>まで省略

第5条省略

韓国 食品衛生法 (仮訳)

2017年6月作成

日本貿易振興機構(ジェトロ)農林水産・食品部 農林水産・食品課 〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 Tel. 03-3582-5186